

令和4年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年3月1日

本日の会議 令和4年3月2日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	教 育 委 員 会 理 事 田中真君
総 務 課 長 村田ゆかり君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
契 約 管 財 課 長 和田弘君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
財 政 課 長 木須紀彦君	税 務 課 長 村田佳美君
土 木 管 理 課 長 山崎昇君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 山口聡一朗君
こ ども 政 策 課 長 宮司裕子君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	介 護 保 険 課 長 細田愛二君
上 下 水 道 課 長 渡部守史君	教 育 総 務 課 長 森本陽子君
生 涯 学 習 課 長 北野靖之君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 福本美也子君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 松添高明君	農 業 委 員 会 会 長 水谷勉君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時15分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、岩永政則議員の①令和3年度重要施策の実行状況と今後の対応について、②農業委員会の施政方針と農地行政の適正化について、③教育委員会の教育方針と主な施策の基本的な考え方についての質問を同時に許します。

10番、岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

皆さん、おはようございます。それでは早速質問をさせていただきます。①令和3年度重要施策の実行状況と今後の対応につきましてお尋ねをいたします。町長は昨年3月の定例議会において1年間の施策を表明され、ちょうど1年が過ぎようとしております。よって令和3年度の重要施策の実行状況について検証をする立場から質問をいたします。1点目、基本構想、基本計画の策定が行われ、3年度からスタートしている現状であります。令和3年度は第10次総合計画の初年度であり、政策の優先、重要度を判断するとともに、町民の幸せづくりに何をなすべきかを常に念頭に置き、予算編成を行った旨の発言がっております。その主な内容とその成果をお聞きしたいと思います。2点目、行政需要の多様化など、社会状況の変化に適切に対応し得る組織編成を図ると言われておりましたが、どのような組織になったのか。また、そのことによりどのような効果をもたらしたのか、お尋ねをいたします。3点目、公用車の調達方法を引き続き見直し、事務効率化と経費削減に努めるとのことでありましたが、調達方法をどのように見直し、事務の効率化はどのようになり、経費削減はどのようになったのか、御答弁を求めます。実は、公用車もさることながら役場駐車場が狭いと指摘がございます。現在、何台の駐車スペースがあるのか。何かの行事が、今日も議会があり、申告がっておりますけれども、役場駐車場が狭いと指摘があります。何かの行事があると飽和状態であります。役場の駐車場については、何回となく提案をしまいましたが、そこで、再度提案をいたしますけれども、水道局を除き、公用車棟、現在の駐車スペース、隣地を含め100台以上の立体的な駐車場に改築すべきと思いますけれども、町長の見解を求めます。4点目、人口減少、少子高齢化への対策として、本町への移住、定住促進の取り組みに努めると言われておりましたが、その取り組みにより1年間の人口増加は幾らあったのか、数字をもって答弁を求めます。移住、定住はどこの自治体においてもうたい文句になっているようでありますが、これらの施策での人口増加の期待は無理であると思われま。それは本町の過去の人口増加の要因は住宅団地開発による意図的社会増であったことから明白でございます。そこで、提案を含めて質問いたしますが、都市計画法に基づく市街化調整区域を市街化区域に編入し、市街地の形成を図る考えはありませんか。例えば、

イオン商業計画跡の東高田地区、あるいはその他の西高田地区、斎藤地区、三根地区等であります。具体的な答弁を求めます。また、現行の市街化区域内の未利用地の宅地化可能地区を洗い出すなど、役場の組織の拡充を含め、宅地化を積極的に促進する考えはないか、答弁を求めます。さらに、都市計画区域以外のいわゆる一般区域において、農地の集団化を損なわない範囲で農振法による農用地の解除を積極的に推進し、農家経済再建への寄与と併せて宅地化の促進の考えはないか見解を求めます。5点目、商工観光関係でのチャレンジショップの取り組みを実施するとの事でありましたが、どのように推移しているのか。また、雇用環境の充実と関係人口の創出としてITなどのオフィス系企業の誘致やテレワーク施設の検討を行うとの事でありましたが、どのようになったのかお尋ねをいたします。6点目、新図書館については、指針となる基本構想及び基本計画の改訂作業を行っていくとのことでした。その後の一般質問等でかなり具体が、健康センターとの合築等見えてきたようでございます。町長は今後準備室を設置するとの表明をされましたが、どこに、どのような規模で設置するのか。また、建設は令和8年度と表明されましたけれども、その建設財源の見込みは立ったのかお尋ねをいたします。7点目、新浄水場の長崎市との共同整備については、時津町はメリットがないとのことと参画しないとのこととあります。それでは長与町にどのようなメリットがあるのか、また、共同で行う価値観を含め町民が分かるように説明を求めます。8点目、令和3年度も終わろうとしている中で、町政の重要施策をどのような組織をもって検証を行い、令和4年度の施策に生かそうとしているのかお尋ねをいたします。

次に大きな2点目でございますが、本日は農業委員会会長においでをいただいております。感謝を申し上げます。農業委員会の施政方針と農地行政の適正化についてお尋ねをいたします。実は(7)の三根の件でございますけれども、2月7日の私の一般質問通告後に、かなり具体的に動きがあり、現在ミカンを植栽している現状であることを承知の上で通告どおり質問をいたします。農業委員会は、農業委員会等に関する法律により市町村に置かれる行政委員会である農地法に基づく売買、貸借の許可、農地転用等農地に関する事務を執行する機関であります。平成27年には農業委員会法の一部改正により、農業委員会の業務の重点を農用地の最適化の推進を明確化し、担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消を任意業務から必須業務に位置付けられたところでございます。また、農地行政の中の農地改良については「長与町農業委員会農地改良に関する取扱要領」が平成25年12月24日に施行されております。これは農地改良行為の実施に当たっての手段を定め、農地の保全、農業の合理化と農地の効率化、かつ農地の有効利用に資するとなっております。農地改良の適正範囲が定められ、地形の変更等で変更後も農地として利用するのは当然でございます。これらのことから農業委員会の業務は多様化し、複雑化の状況にあると言えます。そこで以下について質問をいたします。農業委員会の令和4年度の施政方針を求めます。2点目、農地法等に基づく権限に属する業務の現状についてどのような状況にあるのか、お尋ねをいたします。3点目、

農用地の最適化の推進に係る業務の取り組みはどのような状況（担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消）にあるのかお尋ねをいたします。4点目、業務内容が多様化しているが、現状の事務局体制で適切であるとお考えなのかお尋ねをいたします。5点目、ここ10年間での農地改良の提出状況はどのようになっているのか。6点目、農地改良についての基本的な指導方針はどのようになっているのかお尋ねをいたします。7点目、三根郷屋敷田地区の農地改良の具体的な内容（届け日、その目的、面積、改良後の作付品目等）はどのようになっているのかお尋ねをいたします。8点目、農地改良後も農地として利用することになっておりますが、見る限りにおいてはどうしても農地として利用されているとは見えません。どういう理由でそうなっているのかお尋ねをいたします。9点目、今日までの指導状況はどのようになっているのか、日程を追って答弁を求めます。10点目、届け出どおりに農地として利用していなければ指導して、指導に従わなければ農地法違反として県に報告すると要領にうたっておりますが、報告しているのか。もししていなければその理由は何なのかお尋ねをいたします。11点目、農地行政に不平等があってはなりません。農地改良の届け出どおりに早急に適正な農地利用がされるよう、会長、地元農業委員をして取り組むべきであるが会長の決意のほどを求めます。12点目、この土地は、都市計画法に基づく市街化調整区域であります。また、当該地は農振法による農用地区域とのことでもあります。現在の利用状況からして、都市計画法上は何か問題が法律に触れるものがないのか、私はあるんじゃないかと思います。もしあるとするならば法律上抵触するその根拠はどのようになっているのかお尋ねをいたします。これは町長部局との調整の上で答弁を求めております。

最後に、教育委員会の教育方針と主な施策の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。新しい令和4年を迎え、教育の充実振興への町民の期待は大きなものがございます。全国的にも小中学校において相も変わらずいじめや不登校による学校現場の混乱が報道されております。学校教育、社会教育、家庭教育、それぞれの教育活動が展開され、町民生活の豊かさが実現されるよう、一層期待するものであります。そこで以下について質問いたします。1つ、学校教育、社会教育、家庭教育等について、令和4年度の教育方針についてお尋ねをいたします。2点目、本町におけるいじめ、不登校の現状と対応方策についてお尋ねをいたします。3点目、給食用食材は気候の変動、経済の状況等により価格の変動が余儀なくされますが、近年その変動が厳しい状況が報道されております。一方、給食費は長年固定化されるようになりますと、予定の給食ができないことが予想されます。いかなる対応をしているのかお尋ねをし、質問を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。それでは早速、本議会の第1番目の質問者であります岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。令和3年度重要施策の実行状況と今

後の対応についてということでございます。大きな2番目、3番目の質問につきましては、所管の方から回答しまして、私の方からはそのほかの質問についてお答えをさせていただきます。先程申し上げました1番目1点目は、予算編成における主な内容とその成果というお尋ねでございます。令和3年度は、新しく策定されました第10次総合計画の初年度でございます。6つの基本目標を念頭に置き、各種施策を実施してきているところでございます。いまだ年度の途中ということではございますが、進行しております施策の一端について御報告申し上げたいと思います。基本目標の1つ目「協働による持続可能な社会」に関する主な施策といたしましては、RPA、AI-OCR等の情報化推進技術を使用しての行政事務の効率化に着手をいたしました。今後、定型的な事務の効率化を図り、職員の生産性を高め、住民サービスの向上に反映させてまいります。基本目標の2つ目「心を育む教育と文化」に関する主な施策といたしましては、長与小学校体育館の改修を実施し、学校教育の環境整備を行っております。また、町民文化ホールにおける外壁改修、音響設備の更新、さらに上長与地区公民館におきましては、外壁改修と併せてコミュニティホールを設置いたしております。これらにより生涯学習環境の充実を図るとともに、ソフト面としても長与三彩関連遺構の発掘調査に着手をし、本町の文化行政におきまして新たなスタートを切ったところでございます。基本目標の3つ目「創造性と活力ある産業」に関する主な施策といたしましては、柑橘の優良品種苗木や透湿性被覆資材の購入に対する補助を実施し、高品質果実の生産の促進を行ってまいりました。また、耕作放棄地の再生を目的とした補助金を新たに新設し、農業の持続的発展と多面的機能の発揮に向けた施策を展開しております。飲食店等の事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの影響を受け、今年度も大変厳しい状況下にあるわけでございますけれども、本町といたしましても、引き続き国、県とともに協力の支給などの支援を実施しているところでございます。基本目標の4つ目「魅力あるまちと新しいひとの流れ」に関する主な施策といたしましては、本町への移住希望者への情報発信のほか、相談などの支援を実施し、移住、定住の促進を図っております。人口減少という大きな流れの中にはあるものの、本町の魅力を広くお伝えするとともに、各施策を効果的に実施することで、さらなる魅力の向上に努めているところでございます。基本目標の5つ目「安全・快適・便利な暮らし」に関する主な施策といたしましては、高田南土地地区画整理事業、都市計画道路西高田線整備事業を継続して実施しております。両事業とも本町の主要な都市整備事業であり、新たな街並みと都市空間の形成が着実に進行しているところでございます。また、町道吉無田女ノ都線の舗装補修工事を実施するなど、公共インフラの維持更新も適宜実施をいたしております。基本目標6つ目「ぬくもりのある健康と福祉のまち」に関する主な施策といたしましては、本町の健康づくり事業として定着をしております「健康ポイント事業」を実施しております。今年度は約400名に御参加をいただき、累計の参加実績は約2,400名となっております。また、支援が必要とされる児童や妊婦に対し

ましては、居宅を訪問するなどして、状況の把握や食材の提供等を行っておるところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭の不安感はさらに高まっていることも考えられますので、これらの解消も含め、お一人お一人と繋がり、寄り添った支援に努めているところでございます。さらに昨年10月には、高齢者や障害を持たれた方の権利擁護や成年後見制度の利用促進をはじめ、広報、相談などの業務を一体的に進めるための中核機関を、社会福祉協議会と共同で整備をいたしたところでございます。運営開始から現在まで月1回、情報共有のための定例会を開催し、個人ケースの検討や今後の運営についての協議を行っているところであり、本町の新たな福祉施策として拡充させていただいたところでございます。

以上、令和3年度の主な施策について申し上げましたが、詳細につきましては決算を迎えたのち、改めて御報告を申し上げたいと存じます。

2点目の社会状況の変化に適切に対応した組織編成のお尋ねでございます。令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会の状況が大きく変化する中におきまして、早急な対応を迫られる1年でございました。具体的に申し上げますと、令和3年2月に設置したワクチン接種室において1回目、2回目の接種を終え、現在も3回目の接種等に継続して人員配置を行い、迅速な対応に努めているところでございます。また、子育て世代並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務につきましても、本年1月に臨時特別給付金係を設置し対応しているところでございます。効果といたしましては、状況に応じた組織編成、人員配置を行うことで、通常業務を滞らせることなく、コロナ禍において生じる課題や新たな業務に即座に対応できたことであると捉えております。今後につきましても新図書館の建設、あるいは自治体DXの推進等に重点的に取り組んでいく必要がございますので、これまで同様、迅速かつ柔軟な組織編成を行ってまいりたいと考えております。

3点目の公用車調達方法の見直しと役場駐車場の現状及び立体駐車場の考えのお尋ねでございます。公用車調達方法の見直し効果につきましては、リース契約の一括化及び現状に合わせて普通車を軽自動車に変更するなど、調達方法の見直しを行ったことにより、経費削減と事務の簡略化を図ったところでございます。役場駐車場につきましては、来客用として一般車両69台、障害者専用車両4台の駐車区画がございます。議員御指摘のとおり、大きな会議などが重なると来庁者に御不便をおかけしておりますが、できる限りそのような状態にならないように、会議が同日に重ならないよう全庁的に調整を図っているところでございます。また確定申告の期間中は役場での会議を控えたり、誘導員を配置しております。議員御提案の立体駐車場につきましては今後、役場周辺の土地の利用状況を踏まえ、利活用を研究してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして4点目の人口減少の対策という御質問でございます。第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した新たな総合計画が今年度スタートをしており、人口減少対策として「未来の産業創出」「すなおで元気な長与っ子育て」「健康づくりと長生

き・安心」「魅力的なまちづくり」といったプロジェクトを中心に、組織一丸となって取り組んでいるところでございます。その中の一つ、移住促進事業につきましては、情報発信や相談体制の整備、支援金制度など、移住を後押しする取り組みによりまして、令和4年1月までに9世帯14人の移住に繋がっておるところでございます。しかしながら、若い世代を中心に首都圏や福岡などへの転出超過が見られるほか、自然動態も少子高齢化の進展により減少局面に入っておるところでございます。これらにより今年度本町の人口は令和4年1月末までに236人減少をしておるところでございます。次に、市街化調整区域を市街化区域へ編入したらどうかという御提案でございます。市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる区域区分につきましては、議員御承知のとおり県において定められており、市街化区域編入などの見直しにつきましても、市町の意見を聞きながら県において実施をされておるところでございます。本町のほか、長崎市、諫早市、時津町の2市2町で構成される長崎都市計画区域は、昭和46年に定められ、その後、社会経済情勢の変化により定期的な見直しが行われておりますが、平成26年に実施された定期見直しによる変更においては、将来の人口減少を踏まえてコンパクトシティの構築を目指すべく、積極的な市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きが行われておるところでございます。市街化区域の規模は人口や産業等の将来見通しに基づき定められるものでありますが、人口減少が予想される中、新たな市街地の形成を図ることを目的とした市街化区域への編入は大変厳しいものと考えております。また御質問の中で例に挙げられました東高田地区等の4地区につきましては、市街化調整区域は都市計画法第7条第3項におきまして市街化を抑制すべき区域とされ、全ての開発行為は県の許可が必要となります。また、県が許可し得る開発行為は法第34条各号におきまして限定をされております。従いまして、市街化調整区域における市街地の形成につきましては、都市計画法や都市計画運用指針の規定に則し、必要性、妥当性について詳細に検討を行い、慎重に判断することが必要であると考えております。次に現行の市街化区域内の土地利用状況につきましては、県が実施している都市計画法第6条に基づく基礎調査結果によりますと、長与町内の市街化区域におきまして、大部分が住宅用地や商業用地、道路用地、公益施設用地などの都市的利用がなされております。市街化区域内の未利用地としては、自然的土地利用の田や畑、森林、その他自然地が考えられます。それら自然的土地利用となっている箇所分布については、基礎調査の結果から把握できますが、田や畑については箇所ごとの面積が狭小であること、また、森林やその他自然地については、傾斜が急で険しい所が多く、地形的条件が不利であることから、市街化区域内未利用地の宅地化への土地利用の促進は厳しいものと考えております。そういう厳しい中ではございますが、町といたしましては、新たな住宅用地として町施行の土地区画整理事業のほか、組合施行の土地区画整理事業など、民間による宅地造成事業を後押しすることによって受け皿づくりを促進しているところでございます。次に農用地除外についてのお尋ねでございますが、議員御承知のとおり、農用地区域は農業上の利用

を確保するために定められました区域であり、農業以外の目的への転用は農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法や農地法によって厳しく制限をされております。また農用地につきましては、町が優良農地の確保及び農地の乱開発を防止するために設定している区域となりますので、町が積極的に農用地の除外を進め、宅地化を促進することは厳しいものと考えておりますが、今後、具体的な提案等があった場合は、法令等を遵守し慎重に判断をしてみたいと考えております。

5点目、チャレンジショップ取り組みの推移、また、オフィス系企業の誘致やテレワーク施設の検討についての御質問でございます。チャレンジショップは、西そのぎ商工会と連携し、令和元年12月に長与町中央商店街の活性化、並びに創業に対する不安やリスクの軽減などを目的としオープンしたものでございます。これまでの出店事業者数は、令和元年度が5名、令和2年度が4名、令和3年度が8名、合計で17名が利用されており、うち9名が既に創業をされており、2名が創業を予定されておるところでございます。また長崎市立長崎商業高校の商業クラブの活動として、毎年焼菓子などの販売が行われたり、令和2年度にはチャレンジショップ出店者が中央商店街の既存の店舗と連携し、チャレンジショップを利用したマルシェも開催され、中央商店街のにぎわい創出に繋がっているものと考えております。次に企業の誘致やテレワーク施設の検討でございますが、令和3年度の補正予算におきまして、地方創生テレワーク交付金を活用した長与町サテライトオフィス開設支援事業補助金の予算を計上しております。その後、公募により岡郷の温泉施設を営む事業者によりサテライトオフィスが建設されており、令和4年3月にオープンを予定しております。この施設では、専用型のサテライトオフィス、個人で利用可能な個室やフリースペースが整備されており、全ての空間におきましてWi-Fiが利用できる環境となっております。今後は、山と海に囲まれた自然豊かな場所に建つこの施設を町内外の多くの企業が利用し、本町の魅力を感じていただくことで、将来的には町内へ進出していただけることを期待しておるところでございます。また今議会におきまして、長与町企業立地促進助成条例を上程させていただいております。この条例は、町内におきまして新たに事業所を開設する比較的小規模な事業者への助成に関するものでございます。チャレンジショップやサテライトオフィスの利用者が、町内へ事業所を設置する場合などに活用していただけるよう、西そのぎ商工会や関係機関と連携を図りながら周知をしてみたいと考えております。

6点目でございます。新図書館建設に係る準備室の設置規模と建設財源の見込みについてのお尋ねでございます。新図書館建設につきましては、健康センターとの複合施設を目指すことになったことから、4年度より政策企画課の中に係を設置し、複合施設建設に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。財源につきましては、教育振興基金や町債の活用を主として検討をしているところでございます。

次に7番目の新浄水場の共同整備についてのお尋ねでございます。本町の主要な浄水場である第1浄水場の老朽化に伴い、町単独による更新を計画していましたが、平成3

0年の水道法改正による広域化の推進、及び国の財政支援の拡充の動きに合わせ、令和2年度に新浄水場共同整備検討調査を長崎市、時津町及び本町の1市2町で行い、広域化の形態の一つである施設の共同設置について検討をいたしました。この結果におきまして、本町及び長崎市につきましては、単独整備と比較すると建設費及び維持管理費が安価となるため、将来的な水道料金シミュレーションにおきましても町民の皆様方の負担が軽減できる結果となっております。加えて、本町におきましては新たな水源を確保できることもメリットであり、水源及び浄水場が拡充できることは、安心安全な水を安定的に供給することを可能にするものと考えております。また、本事業に関連する周辺地域の安全対策等の協議も並行して進めてきた中、道ノ尾グランド代替地の確保及び市道住吉町高田郷線の歩道整備につきましても、有意義な内容で協議が進んでおります。今後の方向性といたしましては、令和3年度から4年度にかけて継続的に実施をしております、「民間活力導入可能性調査」の結果にもよりますが、新浄水場共同整備を進めることで持続可能な水道事業経営の確立を目指したいと考えております。

8点目の重要施策の検証と次年度施策への反映という御質問でございます。令和3年度の重要施策につきましては、昨年3月議会におきまして施政方針として町民の皆様へ御報告をさせていただいたところでございます。これらの取り組みにつきましては今後、決算の際に主要な施策の結果として整理をいたしますが、その前段として事務事業評価を実施しております。評価の対象は昨年度の事業となりますが、本年度の取り組み状況も踏まえた検証を行い、評価委員会におきまして今後の方向性を決定し、実施計画の策定に繋げているところでございます。このほかにも、必要に応じて部課長会議や政策調整会議におきまして協議を行うなど、情報の共有と施策の推進を図っているところでございます。令和4年度におきましてもこれらを踏まえ、施政方針の中で主要事業や新規事業等をお示しするとともに、次年度予算案に反映しているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

水谷農業委員会会長。

○農業委員会会長（水谷勉君）

農業委員会の施政方針と農地行政の適正化について、農業委員会よりお答えします。その中の1点目の御質問について、岩永議員にお答えします。令和4年度の施政方針につきましては吉田町長が述べられたとおりでございますが、農業委員会としては農業の振興に向け、その一翼を担うべく町と一体となり取り組んでおります。農業委員会の主な業務としましては、農業委員会等に関する法律の中で、農地法等関係法令に基づく法令事務及び、農地利用の最適化の推進に資する業務などが示されております。法令事務につきましては、農地の権利移動に関する許可や決定などを行っており、申請内容の確認、現地確認を的確に行い、円滑かつ適正な審議を行っております。次に、農地利用の最適化の推進に資する業務についてですが、農業を取り巻く環境は、高齢化の進行、後

継者不足による担い手不足などにより、農地の確保や有効利用を図ることが厳しい状況になっております。これらの課題に向け、国においては農地利用の最適化を農業委員会の最重要業務として位置づけており、今、耕されている農地を、耕せるうちに耕せる人につないでいくために、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の地域における現場活動が重要な役割を担っております。本町農業委員会としては、農地利用の最適化の推進として、各委員が各地域において農地の実態を把握し、現地確認や農家への戸別訪問を通して、農地所有者や地域の担い手などへ農地の利用推進の働きかけを行う、いわゆる深掘調査を行ってまいります。町をはじめ関係機関と連携を図りながら、担い手の確保や農地の利用集積に努めてまいります。

2点目、農地法等に基づく権限に属する業務の現状についてですが、法令に基づく権限に属する業務の主なものとしては、農地を農地として売買または貸し借りをする農地法第3条に基づく許可。農地法第4条、5条に位置付けられる農地を農地以外のものにする農地転用に係る意見の決定。それから農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定がございまして、農業委員会総会で審議、決定をいたしております。申請としては、令和2年度の実績ですが、農地法第3条に係るものが11件、31筆、農地法第4条、5条に係る農地転用の申請が11件、34筆、農業経営基盤強化促進法に係るものが36件、55筆で、合計58件、120筆となっております。

3点目、農地利用の最適化の推進に係る業務の取り組みについてですが、農地利用の最適化推進は、委員それぞれが地域において地道な活動を続けていくことが担い手への農地の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消に繋がるものと考えており、令和2年度における実績は、担い手に農地集積をしたのが9.3ヘクタール、遊休農地の解消が5.8ヘクタールでございます。令和3年度の取り組みといたしましては、貸し出し希望がある農地について、各委員が地域において深掘調査を行い、出し手と受け手の意向確認やマッチング活動を行っております。また地域の現状や今後取り組む課題について、情報を共有する場として農地利用等推進会議を町も交えて定期的を開催しております。

4点目、多様化する業務に対し、現状の事務局体制は適切かについてでございますが、現在、本町の農業委員会事務局職員は3名でございます。平成27年の農業委員会法の改正により、農地利用最適化推進業務が農業委員会の必須業務に位置付けられ、各委員の活動が多様化、複雑化したことで、その業務をサポートする事務局の役割や業務量も合わせて増加をしている状況でございます。このことは本町のみならず他自治体も同様と考えておりますが、農業委員会組織全体の課題と考えております。私は本町の現状では職員は不足しているものと感じております。

5点目、ここ10年での農地改良の届け出状況ですが、毎年5件前後の届け出がなされており、ここ10年間で54件の提出がございました。改良の内容としては、農地の狭地なおしや嵩上げ、水田の畑地転換などがございます。

6点目の農地改良についての基本的な指導方針についてですが、農地改良は、農地と

して利用し生産性の向上を図ることが目的でございます。農業委員会といたしましては、農地の保全、農地の効率的かつ有効な活用に資するよう指導を行っております。

7点目、三根郷屋敷田地区の農地改良の具体的な内容についてですが、個別案件でありますので詳しくは申し上げませんが、農地改良の届け出においては、改良を行う土地の所有地、地目、面積、土地所有者名義人、耕作者の氏名、住所のほか、改良の目的、作付計画、工事計画などを記載して提出をいただいております。

8点目の農地改良後農地として利用されていない理由、9点目、今日までの指導の状況、10点目、指導に従わない場合の県への報告の有無、11点目、適正な農地利用に向けての取り組みについては、8点目から11点目までは関連があるもので一括してお答えいたします。農地改良については「長与町農業委員会農地改良に関する取扱要領」に基づき手続きを行っております。農地改良後、農地として利用しているかどうかにつきまして、届け出の計画内容に基づき、毎年行われる農地調査で確認をし、届け出の内容と異なることを把握した場合は、その時点で届出者に対し是正指導を行っております。このことは農地改良に限らず、農地としての利用状況において指導が必要と判断する事案については、その都度粘り強く町農業委員会で個別に対応しており、今後もその把握、指導に努めてまいります。御指摘の件については、先程岩永議員もおっしゃいましたように、申請どおり原状復帰をいたしております。

12点目、都市計画法に抵触しないか、するならその根拠等についてでございますが、都市計画法に抵触するか否かにつきましては、それぞれの事案の内容について法的基準に基づき異なりますが、長崎県により判断されるものでございます。本件は農地改良であり構造物がないので、農地法の範疇で処理をしております。以上。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から岩永議員の御質問にお答えいたします。3番目の教育委員会の教育方針と主な施策の基本的な考え方についての1点目、令和4年度の教育方針についての御質問でございますが、長与町の教育方針につきましては、長与町第2期教育振興基本計画の長与町教育方針の中で、長与町の教育は生命の尊さや個人の尊厳を重んじることを基調として、郷土の伝統や文化を継承し豊かな自然を守るとともに、公共の精神を身に付け、我が国や世界の発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざすため、町民あげて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図るとしております。この長与町教育方針を踏まえながら、長与町第10次総合計画や長与町第2期教育振興基本計画に掲げられた8つの施策を根幹として具体的な取り組みを推進してまいります。そのような中で令和4年度は、町長の施政方針にもありましたとおり、長与第二中学校校舎屋上防水工事をはじめとする施設の改修工事による安全で安心な学校施設の維持管理に努めるほか、学校トイレの洋式化、

普通教室のLED照明化など、教育施設の機能性と快適性の向上も図りながら教育環境を充実してまいります。学校教育では、本格的に動き始めたGIGAスクール構想に基づき、児童生徒一人1台端末の活用による子どもの力を最大限に引き出す学びに向け、新しい学習指導要領により提示された個別最適化した学びを実現する多様な学習の機会と場の提供等を行い、知識、技能、表現力、思考力、判断力等の定着に努めるとともに、Society 5.0の時代を見据え、基礎的読解力や数学的思考力など、基盤的な学力や情報活用能力の習得などを推進します。加えて、児童生徒個々の教育的ニーズを把握し、自立的な生活や学習を支援する特別支援教育の充実も図ってまいります。生涯学習では「出会い」「ふれあい」「学びあい」をモットーに、町民の皆様が主体的に生涯学習に取り組めるよう、各公民館等における講座の充実と自主グループ活動の育成、支援に努めるとともに、新たな生涯学習の拠点となる新図書館づくりなど、生涯学習のまちづくりを進めてまいります。そのほか、地域子ども教室や家庭教育学級、メディア安全指導などの家庭や学校、地域が一体となった青少年健全育成のための取り組みや、長与三彩関連遺構の発掘調査をはじめ、遺跡めぐりや歴史講座などの各講座等を通じた文化財に関する理解と郷土愛の育成を図る取り組み。またスポーツの振興につきましては、施設予約管理システムのオンライン化による利用者の利便性の向上を図るなど、健康づくりの意識向上と気軽にスポーツを楽しめる機会の充実に努めてまいります。教育委員会では、様々な取り組みを通じて子どもたちの健やかな成長を育み、誰もが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って活躍できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に2点目の、本町における、いじめ、不登校の現状と対応策についての御質問でございますが、令和4年1月現在で、令和3年度のいじめの発生件数は小中学校合わせて27件となっております。また不登校の人数は、年間30日以上欠席者数で小中学校合わせて60名となっております。いじめの防止及び対応としては、いじめはいつ、いかなる場所でも起こりうるものとの認識に立って、未然防止のための、いじめを生まない学校、学級づくりや、道徳科や人権教育等による心の教育の充実、日頃の児童生徒の情報共有や定期的な個人面談の実施、毎月の生活アンケート実施等を行っております。また、いじめが発生した場合は、迅速かつ丁寧に初期対応を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施するとともに、解消のめどとされる3か月以降も継続して見守りを行うなど、担任や学級だけでなく、学校全体で組織的に対応を行っております。不登校への対応といたしましては、不登校や不登校傾向児童生徒を生まない、通いたい学校、学級の達成に向けた教育活動に取り組んでおります。わかる授業の実施や、一人一人の居場所づくり、欠席時の電話連絡や家庭訪問など、各学校が工夫を凝らした実践を行っております。また、不登校傾向になったときの保健室などの別室への登校や、スクールカウンセラーによる本人、保護者のカウンセリングや、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援等も行っております。加えて、学校以外の居場所としての適応指導教室「いぶき」の紹介や、相談窓口として長崎県こども・若者

総合相談センター「ゆめおす」や、長崎県教育センターいじめ不登校発達障害等相談窓口などの紹介も行っております。

最後に、3点目の給食用食材の価格変動に対する給食費対応についての御質問でございますが、給食費に関しては長与町学校給食費運営委員会規則に基づき、毎年度給食費の額については委員会に諮問し、答申に従って額の見直しを行っております。平成30年度までは、月額を決定した額であったため、年間給食

(時間切れ)

○議長（山口憲一郎議員）

これで岩永政則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩 10時31分～10時45分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の①投票率アップのための取り組みについて、②三彩橋付近の護岸の亀裂の影響についての質問を同時に許します。

1番八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

質問に入らせていただきます前に、1月にお亡くなりになりました吉岡議員への御逝去を悼み、謹んで追悼の意を表させていただきます。新人議員であります私にも常に敬語でお話しくださり、常にユーモアも忘れない穏やかな方でありながら、町民の健康と命に関わる問題などでは妥協を許さず厳しく執行部を迫る姿は、短い間でしたが大変多くのことを学ばせていただきました。この場を借りまして吉岡議員へのお礼と御遺族の方への心よりのお悔やみを申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。大きな1番、投票率アップのための取り組みについて。「とうけいながよ」令和3年度版によりますと、令和2年度までに本町で行われた国政選挙、地方選挙の多くで投票率が10年から15年前と比較して10%前後も下がっております。投票率の低下は本町だけで顕著なわけではなく全国的な傾向ではありますが、選挙は主権者であります国民が、自らの意思で代表者を選ぶことで、民意を政治に反映できる最も重要かつ貴重な機会ですので、より多くの町民が求めていること、望んでいることを知り町政に反映するためにも、本町独自に選挙の投票率を上げる取り組みをすべきと考えますので、関連して以下の質問をいたします。①投票率を上げる必要性についてどう考えていらっしゃるでしょうか。また、現状で何か取り組んでいることはありますか。②候補者を選ぶ上で重要かつ公平な材料が選挙公報ですが、総務省選挙課が選挙公報は全戸配布を原則としているのに対し、本町の町議選、町長選では新聞折り込みでしか家庭への配布が行われておりません。選挙期間の短さによるところもあると思いますが、新聞購読者が年々減少し5世帯のうち3世帯ほどの割合となって

いることも踏まえ、何らかの方法で全戸配布すべきと思いますが、いかがでしょうか。また、即時性の面から町ホームページへの掲載もすべきと思いますがどうでしょうか。③投票日当日の町内9か所の投票所の配置に偏りがあるように思いますが、どのような基準を基に設置していますでしょうか。④期日前投票ができる投票所が役場の1か所だけなのは少ないと思います。増設するか、またはこの1か所をイオンタウン長与のような町民が日常的に訪れる場所にした方が良いのではないのでしょうか。⑤本町は中山間地域や交通の便の悪い場所も少なくないこと、高齢化も進んでいることに鑑みますと、選挙執行経費基準法などに基づく国費や特別交付税を活用し、移動投票所を導入することはできませんか。

大きな2番、三彩橋付近の護岸の亀裂の影響について。今年1月上旬、三彩橋交差点付近の護岸に約20メートルにも渡る亀裂が突然発生しましたが、所管する県によりますと、その原因は当該箇所の底部の河床が水流で削られ、老朽化している護岸表面のコンクリートが自重で下に落ちたためと考えられるとのことでした。河川管理者は県で上を走る道路は国道ですので、いずれも所管は町ではありませんが、復旧工事のために付近住民の生活に大きな影響があると思われます。また、護岸は長与川の大部分で同様の構造と思われるために不安に感じている方もいらっしゃると思いますので以下質問いたします。①県河川課によりますと、当該箇所の川の水を抜かずに復旧工事を行うのはかなり困難とのことでした。当該箇所は第1浄水場の取水場所ですが、取水口の変更、移動など、当該護岸復旧工事に伴い発生する費用は全て県の負担ということでしたので、早期に工事を完了させることを最優先に可能な限り協力をすべきと思いますが、県との協議等の状況はどうなっておりますでしょうか。②昨年の12月定例会で定林橋側道橋上部工工事の契約についての議案が可決されましたが、図面によりますと両岸とも護岸上部に近接して太さ40センチの鋼管杭を複数本打ち込むようになっています。施工には相当の振動や衝撃が伴われると思われますが、老朽化した護岸に破損などの影響が出ることは考えられないのでしょうか。事前の調査や施工方法の再検討など必要はないのでしょうか。③前述のとおり長与川の河川管理者は県ですが、川沿いの道路を利用する多くは町民でもありますので、護岸が老朽化しているということでしたら今後同様の破損などで事故、人的被害が起きないためにも護岸の点検や補修を県に要望すべきと思いますがいかがでしょうか。この三彩橋付近の護岸も、定林橋側道橋も、この通告書を出したあとに工事也大分進んでいるようですので内容的に、既にちょっと時期がずれているものもあるかと思いますが、現在の状況などお聞かせいただければと思っております。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、八木議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目の御質問

につきましては、所管の方から回答をいたします。私の方からは、そのほかの質問についてお答えをさせていただきます。2番目1点目、三彩橋付近の護岸の亀裂の影響について、県との協議の状況についてのお尋ねでございます。当該箇所の復旧工事は令和3年度未完了を目標に、緊急対策工事として水中コンクリートなどを使用することにより、水を抜かずに実施できる工法を採用して実施されていると長崎県の方から説明を受けております。当初、長崎県より本町水道局へ堰の倒伏について打診がありましたときに、第1浄水場の取水量は、配水ルートの変更等で対応できる量ではなく、町民の日常生活に支障をきたすとの見解を申し伝えたことから、それを受けての工法になったと理解をしております。今後、本町といたしましては、完了後の経過観察を行うとともに、さらなる工事が必要となった場合にも最大限協力していただく方向で協議を進めてまいりたいと考えております。2点目の定林橋側道橋工事の河川護岸への影響や事前調査、施工方法の再検討についてのお尋ねでございます。設計の段階から長崎振興局河川課に事前協議などを行っており、護岸への影響につきましても極力影響が出ない工法等を採用し許可を得ておりますので、施工方法の再検討は現在のところ考えておりません。しかしながら、施工中に護岸への影響が確認された場合には県と連携し対応をしていきたいと考えております。3番目の長与川の河川管理者である県への護岸点検や補修の要望についての御質問でございます。長与川沿いの道路は、数多くの町民の皆様方が利用する生活道路でございます、重要な路線でございます。長与川の三彩橋付近の護岸は昭和46年に完成をしており、老朽化等につきましては懸念をされております。本町といたしましても、今回の被災を受け護岸点検などの申し入れを行ったところでございます。今後も引き続き協議をしてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松添選挙管理委員会委員長。

○長与町選挙管理委員会委員長（松添高明君）

皆さんおはようございます。選挙管理委員会松添でございます。どうぞよろしくお願ひします。早速、八木議員の①投票率アップのための取り組みについて（1）から（5）までの御質問にお答えをしたいと思います。1番目1点目の御質問につきまして、選挙は、より良い暮らしや社会を望む思いを実現してくれる住民の代表を選び、住民の意見を行政に反映させることができる最も重要かつ基本的な権利でございます。より多くの民意を反映させることが満足度の高い行政運営へと繋がること、また、多くの方に町づくりに参加していただきたいとの思いから、投票率を上げる取り組みは必要であると捉えております。現状における投票率を上げる取り組みについては、常時啓発として北陽台高校での選挙講話の実施や成人式での啓発チラシの配布、学校への選挙備品の貸し出しなどを行っております。選挙時においては、まずもって、このコロナ禍において安心して投票所へ来ていただけるよう、感染症対策に関する取り組み内容の周知をはじめ、予防対策を理由とした期日前投票が可能であることや、投票所の過去の混雑状況な

どの周知に努めております。また、選挙啓発ポスターの掲示をはじめ、選挙啓発チラシや啓発物資の配布、広報、ホームページの掲載のほか、同報無線や広報車による投票の呼び掛け、SNSでの周知活動など、幅広い啓発活動に努めているところでございます。

2点目の御質問にお答えいたします。選挙公報につきましては、公職選挙法第170条におきまして、選挙公報を各世帯に配布することが困難であるときは、県選挙管理委員会委員に届け出て、新聞折り込みなどで配布することが可能となっております。その際には、役場その他適当な場所に備え置き、選挙公報の配布を補完する措置を講ずるよう定められており、本町におきましても役場ほか町内の公共施設14か所に配布し、町ホームページへも掲載をしているところでございます。

3点目の御質問についてお答えいたします。投票所の配置については、公職選挙法第39条において、役場または選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっており、同法第17条により必要に応じて投票区を分けることが可能となっております。昭和44年に旧自治省が通知した設置基準によりますと、投票所まで3キロ以上ある地区は解消に努めること、1か所当たりの有権者数はおおむね3,000人までとした2つの基準がございますが、それ以降新たな通知は発出されていない状況でございます。町内9か所の投票所の配置については、有権者数についての差はございますが設置基準及び各地区の地勢、その他の事情などを考慮した上で設置をしているところでございます。

4点目の御質問についてお答えいたします。期日前投票所の設置については、公職選挙法第48条の2第7項において、人口、地勢、交通などの事情を考慮して期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるよう規定されております。役場を期日前投票所としている理由については役場が町の中央にあること、また、交通の利便性が良いことが挙げられます。1か所としている理由については、期日前投票をする方の人数が1か所に対応可能であることから、現在のところ役場が期日前投票所として適していると考えております。しかしながら、投票率が低下傾向にあるなか、有権者が投票しやすい環境を整備することも必要であるとの認識の下、効果的な期日前投票制度の在り方について、財政状況や人員の確保等も踏まえ、再度検証していきたいと考えているところでございます。

5点目の御質問についてお答えいたします。現在、移動投票所を導入している自治体を見ても、市町村合併、あるいは人口減少や投票所を運営する担い手不足などにより、投票所を統廃合した自治体において、その救済措置として移動投票所の導入に踏み切った所が多いようでございます。本町では、統廃合や投票時間の短縮などをしておりませんが、コンパクトな町であることから、現在のところ移動投票所の導入には至っておりませんが、高齢化対策をはじめとする投票率の向上に向け、人員の確保や導入の有効性等について、研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、大きな1番につきまして再質問をさせていただきたいと思います。本日は選挙管理委員会委員長にお越しいただいて、御答弁いただきありがとうございます。まず1番の投票率を上げる必要性は、当然に必要とお考えいただいているということで了解いたしました。また、啓発、広報等を行っている対策も理解いたしました。その上で、それ以下の質問への再質問ですが、まず、選挙公報についてですが、先月20日に投開票となった長崎県知事選挙ですが、こちらについても、特に新聞折り込み以外の配布はされてないのでしょうか。2月3日に告示されて20日の投開票日までに自治会配布日というか、第3水曜日があったと思うんですが、そういったものの配布等もされたか、されていないか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

2月20日に執行されました県知事選挙におきましても、新聞折り込みと公共施設への設置で、自治会での配布についてはしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

県知事選挙の場合は、県の選挙管理委員会がそういう配布方法とかも指定をされるのでしょうか。それとも町ごとに決めるのか、分かればお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

公報の発行は県になりますけど、配布方法は市町で決定をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。令和2年12月に公職選挙法が改正されて、町議選でもビラが使用できるようになりまして、恐らく今後ほとんどの候補者がそれを作って配布されたりすると思うんですが、町議選で言うと1,600枚ですか。頒布方法も候補者による折り込みや演説場所での頒布に限定されるので、やはりかなり限定される方法なので、一番広く町民に平等に候補者の情報を行き渡らせる手段は選挙公報だと思うんですね。選挙公報を目にするのとしめないのでは、投票に行こうという気持ちは結構大きな違いが出ると思います。読んでこの人に投票したいとか、もしくは、この人には受かって欲しくないからほかの人に投票しようとか、いろいろ考えるきっかけになると思うんですね。なので、先程御答弁にもありましたとおり、公職選挙法で基本的には各世帯に配布する

もの。ただし、それが難しい場合は折り込みなどで代えるということで、新聞折り込みは、ある意味代替的な手段かなと思うんです。全戸配布とまではいなくても、例えば町議選で言うと、有権者だけでなく結果的には全ての町民の生活に関わってくることで、選挙の日程もある程度事前に分かりますので、配布物配布日ではなくても自治会に協力をお願いするとか、そういう形で全戸ではなくても自治会での配布をお願いしたりっていうのはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。難しいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

長与町におきましても、以前は自治会配布で選挙公報を配布させていただいておりました。ただ、どうしても各家庭全てに届くまでに数日間時間を要していたところがございます。国政選挙等は公示があつてから選挙期日まで11日間、あるいは16日間期間がございますけれども、町長選、町議選につきましては期日前が5日間しかないというところで、どうしても数日間かかってしまうところがネックになっており、やはり投票される方は今、期日前投票を利用される方が非常に多くなっておりまして、早く届けて欲しいという希望が非常に多いような状況です。告示日があつて、印刷をして、それからの配布ということになるので、どうしても数日間かかるということもございますので、新聞折り込みがいち早く住民の皆様の手元に届けることが可能ということで、自治会配布から新聞折り込みに変更させていただいたという経緯がございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。確かにおっしゃるとおりで、かといってシルバーなどで配るというのはコストとか、そういうのも掛かるとお思いますので。すぐにできることであれば効果はあると思うんですが、そういった事情はやむを得ないということで、確かにあまり効率も良くないのかなと思うんですが、それでもやはり先程の公職選挙法の趣旨に鑑みれば、できるだけ多くの家庭というか有権者に届ける義務があると思うんですが、紙の公報の配布が難しいようでしたら、当然、ホームページへの掲載がそれに代わる手段だと思うんですね。先程御答弁でホームページには掲載されているということだったかと思うんですが、私の記憶が間違っていればあれなんですが、さっきの知事選挙は。県のホームページに確か掲載されていたのかなと思うんですが、町の方にも独自に掲載されていたんでしょうか。もう1点、町議選、町長選がある場合もホームページに掲載をこれまでもしたのか、もしくは今後するのか、もう一度お答えをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

県知事選挙につきましては、県のホームページにリンクを張るという形で掲載に代えさせていただきます。町議選につきましては選挙の執行がありました平成27年、そして町長選の24年のときもホームページに直接張らせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。ホームページ掲載があったんですね、存じ上げませんで。ただホームページに掲載しても、掲載があるということを知っている方じゃないと見ない。掲載しているだろうと思って自ら見に行く方以外では、なかなか見ないのかなというのがちょっと懸念としてありまして、そこでホームページには当然今後も掲載をしていただくということで、ホームページの掲載を知らせる手段として、投票所入場券にその選挙公報の載っているページのアドレスURLプラス今であればQRコード、そういったのを載せれば良いんじゃないかと思うんですね。というのは、先程の配布とか、周知とかと違って、投票所入場券こそ間違いなく必要な有権者に必ず届くもので、郵送費は元々選挙の予算として計上し執行されるのが前提のもので、新たに別に何かを送るとか、そういう追加の予算も必要ないと思うんですね。選挙公報を一番読むべき有権者にそれが届くと思ったんですが、確認をしたいのは、この投票所入場券に、ここに選挙公報が載っていますよというようなことを掲載することは可能なんでしょうか。というのは、例えば公職選挙法等で、もうこれ必要事項以上でも以下でもない、それ以外のことは掲載できないとか、法律的にそういう決まりがあるのかどうかを伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

投票所入場券につきまして、自治体独自の掲載が可能かという御質問でございますけれども、これは可能でございます。ここ何回かの選挙につきましてはコロナ禍ということもありまして、なるべく投票日当日ではなく期日前投票を利用してくださいということと、そういったことを追加して掲載をしたという経緯がございます。ただ1枚のハガキに載せなければならない事項というのが非常に多くございまして、字がかなり小さくなっているというところもございまして、今、そことの兼ね合いをどこまで載せることができるかというところの字の大きさ、見やすさとか、そういったところを検討しているような状況でございます。QRコードを載せたらどうでしょうかという御意見をいただきまして、非常に有効な御意見をいただいております。ありがとうございます。ハガキのどこのスペースに掲載が可能かなというところを今考えて聞いていたところです。今後検討をさせていただきたいと思っております。あとSNSでも選挙公報を掲載したときには、併せて掲載をしましたという御案内等もさせていただいている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

確かに入場券にはかなり字が埋まっているので難しいというか、工夫が必要かと思うんですが、先程の繰り返しになりますけど、あれこそ必要な人に100%近く届くものなので、やるべきだと思って。QRコードは1センチ四方ぐらいのサイズでも読み取れると思うんですね。行政の住民へのデジタル化の推進とか、行政自体のペーパーレス化にも繋がってくるところだと思いますので、是非検討していただきたい。QRコードについてはもう1か所、選挙ポスター掲示板の片隅だとスペースあると思うんですけど、可能であれば載せていただければと思います。当然選挙公報は告示日の締め切り後に全部出揃うので、URLは事前に、告示後にここに選挙公報が掲載されますという案内をホームページ上に出しとけばいいと思うんですね。何月何日何時以降に選挙公報がこのページで見られますっていう、公開前にアクセスした人にはそうになって、それ以降にアクセスすれば同じページで見ることができる。アドレスは変えないでできると思いますので、是非検討していただきたいと思っております。あとは次の3番、投票所の配置について、こちらも先程の御説明で、ある程度配置の理由というのは理解いたしました。実際に設置条件として公共施設などでないと、駐車場であったり、準備の関係、借りる予算の関係で難しいというのもあって、現状9か所かと思うんですが、先程の御答弁でもできるだけ3キロ以内とかになるようにということですが、3キロ以上離れている所もあるかと思うんですね。プラス距離的にはそんなにはなくても長与町は坂の中にある団地が多いので、高齢の方で車がないと歩いて行くにはちょっと、遠くはないけど厳しいっていうのもあると思って。そこでまず検討すべきなのは、各投票所をどの投票区の方でも投票できる共通投票所に変更できないかということなんです。例えば群馬県の大泉町は、町内に7か所投票所があって全てが共通投票所だということで、そうすれば一番近い指定された投票所じゃなくても、どっか出かけることがあるついでに、そのついでのある場所にある所で投票できる。そういうふうになることで、わざわざ指定された所には投票には行きたくないけど、別の投票所に近い所に出かけるついでがあるんで投票しようかなとかっていうことも出てくるんじゃないかと思うんですね。公職選挙法41条の2にも、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合は共通投票所を設けることができるので、選挙人の投票の便宜のため検討していいかと思うんですが、各投票所を共通投票所にすることに、手続きやコスト上難しい問題がありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

共通投票所の設置が改正によって可能となってきたわけですがけれども、全国的にはまだよく進んでないというのが現状のようございまして、この進んでいない理由としては、やはりセキュリティの観点かなというふうに思っております。どうしても二

重投票を防止しないとそういった共通投票所の設置ができないというところで、例えば町内9か所全てで共通投票所とした場合に、A地区でした場合、B地区でまたその何分か後、車ですぐに行けますので、どうしてもオンラインシステムを配置しないといけないということになってまいります。9か所全てにオンラインの設置をするとなりますと、恐らくかなりの高額な費用が発生するのかなというところで、そこまでやる必要性がどうなのかというところとの兼ね合いかなと思っております。今、県内でも、ほとんどまだそこまでは検討はされてないという状況で、長崎市が金額的なものが幾らぐらい掛かるのかというところの検討はやっていますけれども、導入にはまだ検討の余地があるというところで伺っておりますので、本町も必要性がもうちょっと出てきた場合に、共通投票所につきましては検討をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。ほかに実際にやっている自治体がありますので不可能ではないと思うんですが、当然ながら自治体ごとのそういう必要性、コストがあると思いますので、実際そういう方法はあるということで、今後そういう検討というか、例えば高齢化が進むと必要になるとか、何らか事情が社会背景というのがあって、また検討が必要になることもあるかと思っておりますので、そういったものに合わせて検討していただければと思います。次の4番ですね。全ての投票所の共通投票所化が難しくても、1か所だけでもより利便性の高い所に共通投票所か、もしくは期日前投票所を設けられないかと思っております。というのはイオングループ、昨年10月の衆議院選挙の際に地域社会への貢献という観点から全国105か所に投票所を設けて、長崎県でも大村市のイオンで実施をされたようなんですね。この105か所は期日前の所と当日だけの所、もしくはその両方というように形態は様々なようですが、こういう経営理念と実績のあるお店が町内にもありますので、わざわざ選挙のために役場に当日来るというよりは、普段の買物のついでにショッピングセンターなどで期日前投票できた方が利便性が高いかなと思うんですね。こちらは当然、イオンに限らず相手のある話なのでお答え難しいと思えますし、先程、再検証が必要というお答えもいただいたので、繰り返しになるんですが、選挙権というのは文字どおり権利ですので、住民の権利を保障するのは行政の仕事だと思いますので、こういった新しい取り組みというものは是非積極的に取り入れていただきたいと思うんですが、もう一度お考えを御答弁いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

先程の共通投票所につきましては、まだ検討にまで至っていないわけなんですけれども、期日前投票所につきましては、本町の方でも一定必要性というものの検証を今している

ような状況でございます。もちろん商業施設の方でもしてみてもどうかということも考えてはいるところですが、そこでやはり一番ネックになってきますのが、本町の方が専用回線を使った投票システムを活用しているということもございまして、それを商業施設にオンラインの配線ができるのかどうか、あとはスペース的なものですね。その商業施設の中に投票所として構えることができるのか。例えば衆議院選なんかも解散して1か月以内には投票が始まるわけですから、そこで場所の確保ができるかといったところで、なかなか公共施設以外の所で期日前投票をするというのが難しいというのがございます。あとは比較的町内の中で投票率が低い所に1日とか、一定期日前投票をやってみてもどうかとか。今そういった検証をしているところですが、一番のネックがオンラインの配線をどういうふうクリアしていこうかというところが、今、検討課題となっているところでございます。研究は今後も続けていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

様々な方法をもうそうやって研究、検討をお考えいただいているということで、5番の移動投票所につきましても同じだと思いますので、先程のとおり距離はなくても坂道の上にある団地とかっていうのも結構多いですし、今、高齢者の事故防止のために免許の返納を求めている、車の無い独居のお年寄りも増えてきていると思いますので、移動投票所も含めて今後そういった検討、研究を行っていただければと思います。選挙権、先程も言いましたけど国民の権利ですので、是非権利の保障、擁護のために町も可能な限り工夫をしていただければと思います。確か昨日の町長の施政方針説明の中でも、高齢者の権利擁護、支援に努めるという文言もあったと思います。選挙権も権利ですので是非よろしく願いいたします。以上で大きな1番の質問は終わらせていただきます。

次の2番なんですが、こちらも既に協議、もしくは工事そのものが進んでいるということですので、先程の御答弁で基本的には理解いたしました。①につきましても水を抜かない工法で進んでいると。3月末完了見込みということで理解いたしました。②ですが、定林橋の側道橋も昨日見ましたところ思ったよりかなりのスピードで進んでいるように見えました。この質問をつくるに当たって鋼管杭という工法について素人ながら調べましたら、工期が短くて済むというメリットがあると、その反面デメリットで騒音や振動が発生しやすいとあったのでちょっと心配したんですが、設計以前から既に織り込み済みということですので了解いたしました。せつかくなので直接は質問の趣旨と違うんですが、この定林橋側道橋の工事は、いつごろ出来そうなど、めどはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

定林橋側道橋の状況ですが、今現在行われている工事といたしましては、県道側、町

道側それぞれの下部工の工事を行っている状況でございます。これは年度内に終わるような感じで進めている状況でございます。12月議会において上部工、議会の議決をいただいたんですけども、こちらにつきましては業者が決定しておりますので、上部工を今発注をかけて工事の製作に入ったところになりますので、今回の議会において繰り返し承認等をいただくような格好で進めております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

上部工と下部工を一緒にして質問してしまって申し訳ありません。予算承認後になりますが、是非スムーズに進めていただければと思っております。先程のとおり三彩橋付近の護岸の亀裂並びに定林橋の側道橋、どちらも付近の町民の方が心配もしくは期待している部分がありましたので、今回、もう既に工事も進んでいるところではありますが、御答弁で一定理解いたしましたので、一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時33分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、内村博法議員の①本町の地球温暖化防止活動について、②学校のタブレット端末についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

質問に先立ちまして、1月に御逝去されました吉岡議員に心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。①本町の地球温暖化防止活動について。昨年、長崎市、時津町との1市2町による地球温暖化対策実行計画の令和4年度共同策定に向け準備を進めており、住民、事業者、民間団体等の全ての人々が参画し活躍できるように策定を行い、各施策が実効性の高くなるものとなるよう努めるとともに、それぞれの立場で、節電、ごみの減量化など、今すぐ取り組める施策を進めていきたいとの基本的な方針が示されました。一方、町単独の計画として、2018年3月に制定された第3次長与町地球温暖化対策実行計画が既に実施されております。そこで改めて本町の地球温暖化防止活動について、具体的に次のとおり質問いたします。（1）昨年3月の「ゼロカーボンシティ長与」宣言後1年経過しているが、長崎市、時津町との令和4年度共同策定の進捗状況はどのようになっているのか。（2）第3次長与町地球温暖化対策実行計画は2022年までの5年間となっているが、これまでの業績評価や今後の課題は

どのように考えているか。また、1市2町による地球温暖化対策実行計画との位置付けはどのようになるのか。(3) 森林は二酸化炭素(CO₂)を吸収するため、森林保全を目的とした、ながさき森林環境税(県民税として一人年額500円徴収)や森林環境譲与税が既に導入され、さらに2024年から新たに森林環境税(国税として一人年額1,000円徴収)が導入されることになっております。本町の森林保全や整備はどのように実施されているのか。(4) 省エネを図るため2008年からESCO事業を導入しているが、2008年と比較しどの程度削減できたのか。(5) 行政改革では、マイカー利用の自粛、公共交通の利用促進を取り上げているが、現状はどのようになっているか。(6) 第10次総合計画で取り上げているが、現在海に放流されている下水道処理水の資源有効活用の検討状況はどうなっているのか。

②学校のタブレット端末についてですが、令和3年度からGIGA構想実現のため、高速大容量のネットワーク環境の整備や、一人1台のタブレット端末の導入が実施されています。そこでタブレット端末に関し、現状の取り扱いや活用内容などについて質問いたします。(1) 本町ではタブレット端末を家庭においても活用できるように実施されているが、学校のみで使用で実施されている自治体もあります。本町の家庭での使用目的は何か。(2) タブレット端末の充電については、学校のみで実施されている自治体ではタブレット充電保管庫で管理されているが、本町の場合、令和2年10月の総合教育会議で「家庭で充電を行い、学校に持ってきて使う形式を取りたい」との方針が示されております。家庭での充電負担の理由は何か。(3) タブレット端末は学校の備品であるが、家庭内で盗難、紛失、破損した場合の費用負担はどうか。また、家庭内でのセキュリティ対策や情報モラル教育などはどのように対応しているのか。(4) タブレット端末の活用は小学校と中学校、さらには小学校の低学年と高学年とでは活用内容が違ってくると思われるが、現状どのように行っているのか。(5) 現在、教職員はプログラミング教育やコロナ感染対策、さらにはタブレット導入など、大変多忙と思われれます。教職員の負担軽減を図るため、タブレット端末を含むICT(情報通信技術)をサポートしていく体制はどのようになっているのか。

以上、質問いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、午後一の内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、そのほかの質問についてのお答えということになりますのでよろしく願いいたします。1番目1点目の御質問でございます。本町の地球温暖化防止活動について、長崎市、時津町との共同策定の進捗状況はどうかという御質問でございます。地球温暖化対策実行計画は、現在、長与町から排出された温室効果ガス排出量の算定及び排出状況

など、各種数値等の算定調査分析業務が完了し、来年度の策定へ向けて現在準備を進めている状況でございます。続きまして、2点目の長与町地球温暖化対策実行計画の実績評価や課題と、1市2町による地球温暖化対策実行計画との位置付けについてはどうかという御質問でございます。長与町地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、全ての地方公共団体に策定が義務付けられております事務事業編で、地方公共団体が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むための計画であると承知をしております。2000年に策定した第1次計画におきましては、温室効果ガスの削減目標を達成できませんでしたが、その後の第2次計画におきましては、ESCO事業に新たに取り組み、削減目標を達成しております。現在の第3次計画におきましては、第2次より引き続き行ってまいりました同事業を中心に、温室効果ガスの削減に取り組んでいる状況でございます。一方、連携中枢都市圏を構成している長崎市、時津町と共同策定を予定しております地球温暖化対策実行計画は区域施策編であり、1市2町の区域全体の自然的、社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画でございます。この計画は、住民、事業者、民間団体等の全ての人々が参画するよう策定をするもので、事務事業編を包括した形で、今後の課題や地球温暖化対策の方向性を示すものでございます。続きまして、3点目の本町の森林保全や整備についての御質問でございます。本町では、町の森林整備の指針となる長与町森林整備計画に基づき森林保全並びに森林整備を行っております。議員が御指摘されました「ながさき森林環境税」、これは平成19年度に創設された長崎県独自の県税で、県民より収納した税を長崎森林環境基金へ積み立て、県が主体となる長崎森林環境保全事業へ活用するものでございます。この事業は、森林が有する水源のかん養、山地災害の防止などの公益的機能を社会全体で支えるために創設され、環境重視と県民参加の視点に立った様々な森林整備施策に活用されており、人工林や天然林の整備、県産材の利用促進、森林ボランティア活動の支援などにも活用されております。本町では、洗切小学校裏通学路沿いの荒廃森林の整備など、町内3地区で里山林の整備を行っておるところでございます。また町内2つの小学校で取り組まれております森林学習にも活用されておるところであります。続きまして、森林環境譲与税は平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備に必要な地方財源を確保する観点から、平成31年4月に創設されたところでございます。現在は、国が譲与税特別会計におきまして借り入れを行い、県や市町へ譲与しておりますが、令和6年度から導入が予定されている森林環境税を財源とするものでございます。本町では譲与税を活用し、森林の現況を把握するための現地調査や森林所有者への意向調査などを行っており、残額は後年度に実施する森林整備費用として基金積み立てを行っております。議員御承知のとおり、森林は二酸化炭素の吸収源としての重要な機能を有しており、森林保全が望まれるところでございます。今後も、それぞれの税の趣旨や特徴を理解した上で、本町

の森林保全並びに森林整備を行ってまいります。4点目のE S C O事業における削減でございます。E S C O事業の対象施設である長与町役場本庁舎、町民体育館、高田中学校、南小学校の4施設全体で二酸化炭素排出量に換算をいたしますと、11年間で1,585トン、想定使用料より考えますと、約30%の削減効果が図られておるところでございます。5点目のマイカー利用自粛、公共交通の利用促進のお尋ねでございます。地球温暖化対策の運輸部門における取り組みとしては、10月の中旬に県下一斉スマートムーブウィークとして、徒歩、自転車、公共交通機関の利用をお願いするなどのマイカー利用の自粛や、乗り合わせ及びエコドライブの実践を行うなど、一人一人ができることをお願いしている状況でございます。今後もこの期間のみならず、日頃からスマートムーブやゼロカーボンドライブの取り組みを進めてまいりたいと考えております。6点目、下水道処理水の有効活用でございます。現在、下水道処理水は年間380万立方メートルほど発生し、その一部は場内での再利用や、クリーンパーク長与での焼却炉の温度管理用に年間約4万立方メートル提供するなど、有効利用を図っているところでございます。また希望する方には、渇水時における畑などへの散水用としての提供なども行っておりますが、そのほとんどを大村湾に放流している状況でございます。下水道処理水の再利用としては、水洗トイレに利用する水洗用水、農業用に利用する農業用水などなど、様々な用途が考えられますが、一定規模または常用の処理水再利用につきましては、使用者の設備投資などの費用負担もあることから実現が難しく、再利用に結びついていない状況でございます。今後は、処理水再利用の社会的意義や本町の実情を踏まえた効率的な水循環を考え費用対効果等を勘案しながら、活用できる分野におきましては、関係機関の意見を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、内村議員の御質問にお答えいたします。2番目の学校のタブレット端末についての1点目、本町の家庭での使用目的についての御質問でございますが、本町ではタブレット端末は、教科書やノート、筆記用具と同じように、学習道具の一つと認識しております。現段階においては、家庭ではオフラインでの使用としておりますが、家庭で利活用することで起動、終了やファイル閲覧、文字の入力といった基本操作や、家庭でタブレットを用いて学習することに慣れること、物を大切に扱う心情を醸成すること等を想定しております。また本年度から小学校3年生以上では「ながよ検定」をデータ化してタブレットに格納することで、持続可能な消費生産形態に寄与するとともに、持ち運び時の負担軽減を図っております。次に2点目のタブレット端末の充電についての御質問であります。タブレット端末導入時に電源保管庫を設置し充電することも考えましたが、教室内に十分な設置スペースを確保できないことや、全クラス分の保管庫を設置した際の財政的負担を考慮した上で、保管庫の設置はしておりません。また、タブレッ

ト端末の活用については、オフラインではありますが家庭に持ち帰りファイルを閲覧するなどの利活用もしておりますので、各御家庭で充電していただくこととしております。次に3点目のタブレット端末の盗難、紛失、破損時の費用負担、セキュリティ対策及びモラル教育についての御質問でございますが、家庭内での盗難、紛失、破損につきましては「長与町 iPad の学習活用ガイドライン」により、その費用を負担していただくように取り決めております。またセキュリティ対策やモラル教育につきましても、このガイドラインの中で保管の仕方や安全な使用並びに使用制限について、児童生徒及び保護者にもお示ししております。学校現場でもこのガイドラインに沿って児童生徒に適切な取り扱いを指導するとともに、タブレットの機能などを制限する一括管理システムを利用して、閲覧制限などの物理的セキュリティ対策も行っております。次に4点目のタブレットの発達段階に応じた活用内容についての御質問でございますが、授業でのタブレットの利活用としましては、学びを活性化する、最適化する、支援することを大きな柱として取り組んでおります。使用方法としましては、プレゼンテーションの作成や発表等を行う表現ツール、静止画や動画、メモ等を保存する記録ツール、動画や課題といった多様な情報の配布や回収を行う提示ツール、複数で考えを共有し協働学習を行う共有ツール、必要な情報を得るための検索ツールといった、道具としての活用を行っており、必要に応じて組み合わせて事業を行っております。具体的には、小学校低学年ではタブレットの安全な使用や情報モラル、画像を用いた観察記録や動画の提示などに用いており、小学校高学年になると自分の考えを発表する表現のための利用や、意見を含めた情報を共有し協働学習を進めるなどの利用が見られております。さらに中学校では、小学校での利活用内容を高度化、多様化することで、協働で成果物を作成したり、オンラインで意見交流を行ったりしております。また、全学年を通じて、本年度補正予算で導入したデジタル教材を用いた児童生徒個々の定着度や学習進度に即したドリル学習にも取り組んでおります。最後に、5点目のICTサポート体制についての御質問でございますが、現在、県から配置されているICT支援員が長与中学校を拠点に各校を巡回し、ICT利活用の援助を行っております。主な業務内容は、機器の設定やメンテナンス、機器使用に係る教員及び児童生徒への操作支援になります。令和4年度からは、町においても教育委員会常駐の支援員1名を配置するための予算を計上させていただいております。県において、支援員の加配措置が来年度もなされた場合は、県と町の支援員の2名体制となります。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは、学校のタブレットから御質問させていただきたいと思います。本町はiPadを利用されているんですけども、ほかの自治体を調べますとChromebookが圧倒的に多いんですよ、長崎県が統一した仕様でね。それを推薦されて、長崎市もそうですし、

諫早市もそうです。そしてあと残り7町も、Windows系を2町使っている所がありますが、ほか全部Chromebookですよね。うちだけがiPad、ちょっと特殊なんですけどね。使われた理由を簡単でいいですから、それを教えていただけませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

本町以外、対馬市でも使用していると私の方で認識しておりますが、本町がiPadを用いました理由としましては、1点は事前に長与中の方に入っておりました機械もiPadであったということ。それとフリーソフトであったり、アプリケーションの安全性が高いということ。それと教育関係で使えるアプリケーションが他に比べて多いということで選択をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それ以外にも、多分職員にもアンケート調査をされたんでしょ。そうすると、職員はiPadを使っておられる方が多いってということもあって、そちらが使いやすいって理由もあったんじゃないでしょうかね。そこをお伺いしたいってということと、それから、持ち帰りは毎日やっているんですか。その2点をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

アンケートは間違いなく実施しております。そのアンケート結果も踏まえて選定した。ですので、最初に申しあげましたように過去、本町で長与中学校を中心としながらiPadを使っていた経緯等もあり、慣れていた部分はあるのかなと考えております。2点目の持ち帰りについてですけれども、使用頻度であったり、あるいは課題等の状況に応じて持ち帰っておりますので、毎日持ち帰っていると決まっているわけではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

頻度としてどのぐらいなんですか。週に1回程度なのか、持ち帰りがですね、平均して。学校によって違うでしょうけれども、どの程度なのか、教えていただけますか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

調査をしておりませんので具体的な数は分かりませんが、電話等で話をする中では、学年であったり、校種であったり、あるいはその週の教科で使用頻度が違います。また、

例えば課題がどれだけ出たかということによっても違いますので、一概に何回ということとは控えさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

タブレット端末の充電なんですけれど、スペースが足りないっていう理由と財政面からってということなんですけれども、長与町を除いて全部入っているんですね、ほかの自治体は。タブレットの充電保管庫は、私が調査したところよりますとね。何で長与町だけがしてないのか。スペースが足りないとお聞きしましたけども、私も聞きましたよ、ほかの学校に。けどスペースが足りない所は共有スペースとか、空き教室を利用したり、いろいろ工夫して置いていますよという話なんです。私が問題にしたのは、家で充電したやつを学校で使うっていう、その基本的な方針がちょっと違和感を感じたわけですよ。本来は、学校で充電したやつを家庭で使うというのが本来の姿じゃないでしょうか。そこがちょっとおかしいんで、この質問をさせていただいたわけですよ。だから、本来は学校で充電したやつを家庭で使うんだったら、それを使っただくというのが筋じゃないでしょうか。長期休みとか、そういう場合は仕方ないですよ、それは家庭で充電せざるを得ないでしょうから。けど、毎日の授業においては、学校で充電すべきじゃないですか。それから財政的な負担って言われましたけども、文部省から補助が出ているんですよ。だからその補助を使ってみんな入れているんですよ、ほかの自治体も。だから2つともちょっと理由が薄弱だと思うんですけど、そここのところはどうなんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

例えば1つの例として言いますと、長与小学校辺りは教室内もういっぱい、ぎりぎりの状態であるもんですから、その辺もあって、長与小ばかりではないんですけど、空いている所もあるんですけど。ただ、文科省の支援というのが全てを補助するものじゃないもんだから。財政的に町からも持ち出しが必要なもんですから、その辺を総合的に判断させていただいて、長与町の場合は持ち帰って充電をするというふうになっています。それと、Chromebook を長崎県が推奨しました。で、全国の割合だけを、せっかくの機会だからお知らせしておきます。Chromebook が全国で40.1%なんです。長与が全て少ないじゃないんですよ。Windows が30.4%、iPad が29%。Windows と iPad はほとんど割合的に同じで、Chromebook が10%ぐらい高いぐらいで、長崎県は突出してきた部分があるんですけど、他県ではやはり利用しやすいとか、そういうのもやはり活用して、私たちは、やはり子どもたちに利用しやすいのが一番じゃなからうかと思って、判断して、こういうふうになりましたので、その辺を御理解いただければと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

iPad は私も個人的に使っているんですよね、iPhone も使っています。だから Apple 系はよく知っているんですよ。知った上でこう言っているんですけどね。ただ、どこを使うかというのは学校の判断ですから、私はそこまで言いませんけども、タブレット充電保管庫については、みんなやり繰りして、ほかの自治体は入れているわけですよ。長崎市もそうです、諫早市もそうです、島原市もそうです。本町を除いた7町も全部入っているんですよ、小値賀町も。財源が厳しい所も。だから、私が言いたいのはそこなんです。やり繰りして、スペースだって共有スペースに入れたり、空き教室に入れたりしとるわけですよ。そして学校で充電して、子どもが家庭で使えるようにするという大きな目標があるわけですよ。長崎市は規則を作ってホームページにも掲載されていますよ、充電の負担をどうするかっていうのをね。そこまで詳しく規則に載って掲載されているんですよ。だから、財政負担のことは持ち出しがあるかもしれませんが、やっぱり導入時にそこまで真剣に考えて欲しかったんですよね。なぜかと言うと、家庭で充電させて学校で使うというのちょっとおかしいでしょ、常識的に考えても。家庭で充電して、学校で使うという発想自体おかしいんですよ。だから、もうこれは早晩是正して欲しいわけ、これ強く要請します。そうしないと私たちも「学校は充電させるために家に持ち帰させているんですか」という苦情が来ているんですよ。だから、この質問をしたわけです。本末転倒じゃないですか、家庭で充電して学校で使うっていうのは、タブレットは充電して初めて使えるわけですよ。電気がないと使えないわけね。あとはもうただの物なんですよ、充電しないと動かないんですよ。そこまで学校側が準備して、きちっとしたものを提供してあげるのが本来の姿ではないかなということで、疑問を呈したわけですよ。私の言いたいことはお分かりかと思しますので、今すぐとは申し上げませんが、やっぱり本末転倒じゃないかなと思います。だから、そのところは是非改善して欲しいと思います。ほかの自治体も充電保管庫を入れています。私も文房具メーカーのカタログ見ました。やっぱり高いです、1ケース高いので40万円とか、30万円とかします。各クラスに備え付けていけば相当な金額が掛かるわけですよ。けど、文科省から補助が出ているから、ほかの自治体は「それを使いました」と言っていますからね。ただ、キャスター付きは補助が出ないそうですから備え付けになりますけど、そのところは不便は不便ということになりますけども、是非よろしく願い申し上げます。それから、さっきの支援員ですか、2人増えるということなんで。それでも少ないのかなと私は思います。なぜかと言うと、パソコンは皆さんも経験したことあると思うんですけども、しょっちゅう凍りついたり、動かなくなったり、アプリケーションのエラー表示が出たりするんですよ。そのたびに先生が慌てふためいて改善したりする姿が想像されるもんだから。しかも何人もいるんですよ、児童生徒が。それ一つ一つ見よ

ったら大変だなあと、私はそういうふうに想像して、この質問をいたしました。だから、二人だけは不十分だと思います。私も佐世保に聞きましたけども、20名を超える支援員がおられるそうで、職員室で待機したり、学校の教室内で待機されたりして、すぐ対応されるようなことをやっておられるみたいですね。理想を言えばそうなんですけども、あとはOBの方で、こういうICTに精通されている方がおられれば、そういう方も利用される手はあるんじゃないかなと思います。これは提案で、お答えになる必要ありませんけども。いろいろ改善されてやってみられたらどうですか、支援員の方は。学校の先生も、パソコンだけじゃなくてほかの授業もしないといかんわけですよ。さらに、コロナ対策もしないといかん、プログラム教育もしないといかん、基礎の国語とか理科、そういうのも全部やっていかないといけない。それから、パソコンじゃできない漢字ドリルとか、算数ドリルとかあるんでしょ。どうなんですか、学校では。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先程の教育長答弁にもありましたように、本年度補正予算で入れていただきましたドリル教材においては、漢字の読み書きであったり、あるいは算数、数学の計算問題もあります。それと別に、教員が自ら作った問題であったり、そうしたものを解くということは当然ございますので、全ての授業をこのタブレットで、ICTを用いるわけではございませんので、あくまでツールとして扱っておりますので。ただ、できないものはあるということに対する答えにはならないかと思いますが、御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

あと、いろんな事情で不登校になられる人たちにとっては、タブレット端末を使って先生と交流していくっていうのは、非常に意味があるのではないかなと。ただ、それには今、Wi-Fi機能がしてないということでしたから、そういう人にとってはWi-Fi機能を付けさせて、双方向でできるようなものもできるんじゃないですか。その辺りはどう考えていますか、不登校の人たちは。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

今回のGIGAスクール構想自体が、最近の新型コロナウイルス感染症で休校とか、閉鎖とかになったときのオンライン学習という部分が非常にクローズアップされておりますが、本来はそれだけじゃなくて、日本の教育を変えていこうという動きの中で今回前倒しになったものです。ですから将来的には、文部科学省はオンライン学習も含めて、先程ありました不登校であったり、あるいは様々な障害によって登校できないお子様で

あたりとといったところへの対応も視野に入れているところでもあります。先程御指摘がございましたが、個別対応として Wi-Fi 環境を望む家庭に対しましては、例えば朝、ウェブ会議的な部分で確認を取ったり、声掛けをしたり、あるいは、これはなかなか継続的にいかなかったんですが、オンラインでの授業のライブ中継等も行って見たことはございます。様々な手段を用いて、いろいろな子どもたちへの対応を進めているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

不登校の人、いろいろな事情があって来られないっていうのには有効な手段じゃないかなと思います。それこそ大いに使うべきだと思います。もちろん、コロナで学校が閉鎖するとか、そういう事態になったら、それもやらないかんわけですけどね。そういうことで是非、有効な手段だろうと思いますんで、よろしく願いいたします。

それから温暖化防止ですけれども、1市2町で策定計画をするに至った経緯。それと、1市2町で目標は立てておられるのかどうか、現時点で。それから環境施設組合の時津、長与の環境施設も入るのか、1市2町にね。この3点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず1点目の共同策定に至った経緯ですが、昨年度行いましたカーボンゼロ宣言のときにまず話が始まっております。このときに長崎市の方から御提案があって、こういった形で共同策定をやっていこうとなっております。2点目の目標ですが、今のところ算定中ですので、正式なこれといった目標は立てていない状況です。3点目の施設組合も、もちろん長与町全体の人、物、企業、会社、全て含めて策定していくことになりますので、もちろん施設組合も長与町にある一つのものとして含まれております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

少し加速させないといかんと思いますよ。先進地域の熊本市、18市町村あるんですけども、既に昨年4月から実施されております、もう計画を策定されて、目標も段階的に決めて、既に実施されているわけですよ。だから、うちの方も急がないと、やるからにはね。ゼロカーボン宣言しているわけですから、もう急がなきゃいけないんですね。2030年度ですか、国の方針は2013年度の46%減を目指しているわけですよ。だからそういうのもありますんで、もう2030年度っていったらもうすぐ7、8年後には来るわけですよ。だから、急がなきゃいけないわけですよ。2013年度が基準年になっていますんで。今、長与町で策定されていた第3次は1998年を基準年にしてあるんですよ。だから基準年も変えていかないといかんと思うんですよ、2013年に。

だから、それをどういうふうに変えていくか。ちなみに2013年度から現在どの程度削減されているか、長与町が。1998年からは非常に大きな削減をされているんですよ。それはもう非常に評価するところでございます。しかし、これからは非常に厳しい目標なんで、2013年度に引き直したらどうなるのか。それを一つと、それから2013年の基準年を見直すかどうかですね、まずね。今の状態は2013年度からどのように削減されているのか、これ、まず2点をお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

基準年の見直しにつきましては、今後作っていく中で、どうしても国に併せてそういった形に変更していくものと考えております。2点目の2013年度を基準年度としてどれだけ削減しているかという部分になりますけど、こちらは現在、2013年度を基準にした正式な数値というのは持ち合わせておりません。ただし、もう2013年度には、長与町はESCOを入れております。そのため、大きな削減量というのはなかなか実質的には行われていないのかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうであるならばですね、2013年度からの46%減を国は目指しているわけですから、大変厳しい目標になると思いますよ。それは覚悟しとかなないと、ちょっと本腰を入れてやらないとなかなか難しいんじゃないかなと思います。次に私も、町の施設ごとのCO2排出量の実績表がホームページに載ったんですけども、全体では4,197トンですか長与町の排出量が、2020年度の実績でですね。その内訳は、町部局が約20%、水道局が60%、教育委員会が17.8%、このようになっているわけですね。とにかく、この排出量が水道局が一番多いわけですね。水道局の中で最も多いのはどの施設になるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

渡部上下水道課長。

○上下水道課長（渡部守史君）

水道局の中で多い施設と言いますと、1番目が浄化センターになります。2番目が第1浄水場、3番目が第2浄水場となっております。水道局は施設の特性上、膨大な電気を使っているのは確かでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうであれば、今後積極的に取り組んでいかないと、水道局がですね。そこが下から

ん限りは全体下がらないんですよ。そういう理屈になるんですけども。それから、これは私からの提案なんですけども、CO2削減を下げるためにはどうあるべきか。私も民間会社に勤めとったときに、環境改善の旗振り役をしていました、事務局をですね。やはり、この事務局とトップが一生懸命強力なリーダーシップをやっていかないと成り立たないんですよ、この環境改善はですね。ちょうど私が始めた頃は、当時は公害防止っていうのが主要なテーマだったんですけど、その公害防止をもう脱却して、1企業も1市民として環境保全に役に立とうという、そういう分岐点だったんです。それで、例えば古紙回収も毎月部課ごとに古紙をどのぐらい出したかっていう、そういう重量で当時はやっていました。ただ、もう今となってそれは当たり前のことかもしれませんけれども。そういうことで一生懸命やっていかないといけないというのは、もう目に見えているわけですよ。しかも今、対策本部ができていますよ、この第3次でね。その開催の頻度は今どうなっているんですか、対策本部の会議をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

現在は、対策本部自体は定期的に関くという形では行っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

やっぱり最低でも月1回していかないと、この環境改善はなかなか難しいと思いますよ。私から、あとこういふのを改善したらどうかっていうのを言いますけれども、例えば入札で事前に、総合評価方式、プロポーザル方式、どちらでも構いません。業者からCO2削減の提案をあらかじめ条件としてもらう、それも一つの方法なんです。それから庁舎の空調も今、全体空調になっていますけれども、個別空調に改めたらどうかと思います。全体空調は使う量は一定しているわけですよ、使わない所も出しているわけですよ。ふたを開ければ出てきますけども、全体空調はそういうデメリットがあります。しかし個別空調はこまめに管理できるメリットがあります。そこを研究したらどうですか。それから、行政改革でいろんな項目を挙げておられますよね。行政改革でも地球温暖化防止活動ということで46項目あるわけですよ。だから、その46項目の中を全てとは申しませんが、CO2の削減に繋がられるような目標値を設定したらどうですか。それから総合計画もそうです。総合計画は全体で施策評価42項目あるわけですよ。その中に水道局も載っていますよね。だから、そこにCO2の削減目標を入れ込んで、そして庁舎全体でフォローしていくという体制を作っていくと、とてもじゃないけど46%減はできませんよ。だからそういう提案をします。回答は要りませんが、是非そういうのも頭に入れてやっていければなと思います。それからもう一つは、管財課購入の用紙枚数が増えているわけですよ。1998年度の基準年に対してA3用

紙も、B4用紙も、全て増えているんですよ。減っている用紙はないんですよ、枚数で実績が上がっていますからね。だから、その理由が何なのかっていうのがよく分からないんですけどね。どの部署が多いのかっていうのは、やっぱり把握しとかないといかんわけですよ。そこのところをどうなんですかね、管財課長。この用紙購入のところ。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

現在、庁舎の方につきましては、プリンターが各課にあるんですけども、コピー用紙の購入枚数を1年間の使用量としておりますけども、各課にばらばらにあるために、どこが大きく出しているとか、そういうことまでまだ把握ができていない状況でございます。今後、議員御指摘のそういう分を考慮しながら検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

是非、用紙の購入については、今もタブレットを入れて一生懸命やっておりますよね。紙を削減するために今、試験的にやっておられるわけですよ。だから是非、各部課の把握をされた方が良くと思いますよ。どこが一番出しているか。これは、私が民間のときもそうでした、古紙の回収でもね。やっぱりそこを把握しとかないと、どこが悪いのか、良いのかというのは全く分からないですね。どうして多いのかっていうのが、まず分からない。だから、それは是非して欲しいと思います。それから、最後になりましたけども、森林の保護は非常に大事になってくるんですけども、今、山林、長与町は35%しかないんですよ、本町全体の面積で。長与村って言っていた時代は、山林面積は幾らぐらいたったんですかね。今、992ヘクタールって、この統計データでは載っていますが、もし御存じでしたら教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

昭和40年度長与村だった頃の森林面積ですが、長崎の林業事務所からのデータを調べたところ、1,286ヘクタールになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

かなり減ってきているわけですよ、今992ヘクタールですから。今言われた1,286ヘクタール、おそらく25%ぐらい下がっている、ざっと計算したら。今の35%に合わせれば約60%、昔、長与村って言った時代はそのぐらいあったわけですよ。

それがもう無くなっているわけですね。原因はどうか分かりませんが、おそらく、団地開発でも伐採が行われていただろうと思うんですよ。その辺りはどう思われていますか、減った理由ってというのは。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

はっきりとどの部分で何ヘクタールっていうのは把握をしておりませんが、国などの調査によりますと、森林を伐採する原因といたしましては、採掘場とか、あとは道路を造ったりとか、団地造成とか、そういうものが上位に上がってくると把握しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

森林は非常に大事な資源です。やっぱり今日も答弁されとったように、水を溜める役割とか、それから防災上も役に立つとか、CO2ももちろんですけども、いろんな効用があるわけですね。だから大事にしていきたい資源です。だからこれ以上、伐採はしないように、できればそういう方策をとっていただければと思います。規制もあるでしょうから、伐採のですね。だから、それは十分監視していただいて、森林の整備に努めていただきたいと思います。最後になりましたけども、やはり環境保全の問題は目標が厳しいもんですから、長与町もカーボンゼロっていう目標を宣言しているわけですから。その時は2050年ですから、長い道のりになりますけど、やっぱりそれに向かって一生懸命やっていかないといけないと、こういうふうに思います。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで、内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時10分～14時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、金子恵議員の①教育行政についての質問を許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

それでは早速、質問の方に入らせていただきます。今回のテーマは教育行政についてという一つのテーマで、よろしくお願いたします。長与町において具体的な教育課題に取り組むため、令和3年度から令和7年度までを目標年度とし、本町の教育の道筋を示す指針として「第2期長与町教育振興基本計画」を策定しました。本町の教育は、生命の尊さや個人の尊厳を重んじることを基調とし、郷土の伝統や文化の継承、豊かな自然を守るとともに公共の精神を身に付け、我が国と世界の発展に貢献していこうとする

調和のとれた人間の育成を目指す。また「長与町基本構想」「長与町第10次総合計画」との整合性を図りながら教育委員会のみならず、各所管と連携しながら施策の推進に努めるとしてしています。昨今の教育現場は2020年以降、新型コロナウイルス感染症によって学校の臨時休業を求められるなど、大きな影響を受けました。同時に、学校教育の重要性や子どもたちの学びを継続的に支援することの必要性が改めて浮き彫りになりました。時代の変化や人々のライフスタイルの変化が、学校教育に与える影響、現場に携わる教員の働き方改革も含め重要課題であると受け止めています。「これからの令和の時代、教員や学校に求められるのは、文部科学省の方針を基盤とした時代の変化を受け入れた柔軟な指導である」という有識者の意見もある中、長与町の未来を担う子どもたちの教育環境をあらゆる面で整える必要があるのではないかという思いから、以下の質問をいたします。1、第2期長与町教育振興基本計画が令和3年に策定されました。努力目標として8項目が挙がっていますが、達成するため具体的にどのような施策を実施するのか、お伺いいたします。2、教員の働き方改革の現状はどうか、お聞きいたします。3、文部科学省から土日の部活動の地域移行が求められています。本町の現状と今後の対応はどうか、お伺いいたします。以上3点を中心にお伺いします。よろしくお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、金子議員の御質問にお答えいたします。1番目、教育行政についての1点目、第2期長与町教育振興基本計画の努力目標（8項目）を達成するための具体的施策についての御質問でございますが、議員の御案内のとおり、本町では教育に関する施策を総合かつ具体的に発展させるための指針を示した「長与町第2期教育振興基本計画」を策定し、令和3年度から令和7年度までの5年間を目標年度として、その実現に取り組んでおります。その具体的な施策でございますが、まず1つ目の努力目標であります、乳幼児教育の充実・推進では、家庭や地域が一体となって、その教育力を充実させるために家庭教育学級の普及や支援、またブックスタート事業の充実などに努めてまいります。次に2つ目の、より良い未来を創り上げる資質や能力の育成では、学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるように、令和の日本型学校教育の構築を目指しております。具体的には、個別最適化された学びによる基礎、基本の定着や思考、判断、表現といった活用力の向上、児童生徒個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実、道徳、人権教育の充実や文化、スポーツ活動の推進、いじめ、不登校ゼロを目指す取り組み等による豊かな心の啓培、感染症対策や防災教育、食育等による健康安全教育の推進、英語教育の推進による国際

化に対応できるグローバル人材の育成、コミュニティスクールやふるさとキャリア教育による地域と連携した教育推進、ICT活用や教職員の資質向上による教育の質の向上等に取り組んでまいります。次に3つ目の、家庭や学校、地域が一体となった青少年の健全育成では、発達段階に応じて参加者同士が互いに学び合うファミリープログラムを導入した研修会などの充実。また、夜間パトロールや立入調査などによる青少年の健全育成活動の実施などに努めてまいります。次に4つ目の、学びあう心を育てる生涯学習の推進では、誰もが居場所と役割を持つことができる生涯学習のまちづくりを実現するために、主催講座の開催を中心に自主サークルの活動支援や新図書館の整備推進、また公民館など、既存施設の維持管理などに努めてまいります。次に5つ目の、健康で活力ある町民を育てる生涯スポーツの推進では、町民が気軽に参加でき、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図るために、軽スポーツやニュースポーツの普及、さらには健康づくりのための講座を開催するほか、大村湾を生かした海洋スポーツの推進などに努めてまいります。次に6つ目の、心豊かな郷土を育む文化・芸術の振興では、文化財をはじめとする地域文化の保存、活用を図りながら町民が主体的に参加できる各種講座などを通じて、文化財及び歴史に関する理解と郷土愛を育むとともに、町民文化祭をはじめとした文化、芸術の鑑賞、発表機会の充実にも努めてまいります。次に7つ目の、支え合える社会をつくる人権・同和教育の推進では、全ての人々の人権が尊重される社会をつくるために、家庭教育学級などによる人権意識の啓発、学校教育における人権教育の充実などに努めてまいります。最後に8つ目の、恒久平和の発信と平和意識の高揚では、核兵器の廃絶及び「紛争と戦争のない世界の実現」を目指すために、平和学習の推進並びに平和コンサートの開催などにより、平和意識の高揚を図ってまいります。

次に2点目の教員の働き方改革の現状についての御質問ですが、教員の働き方改革につきましては、平成31年1月25日に中央教育審議会による答申で「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に則り、学校及び教員が担う業務の明確化や適正化といった業務改善を推進するとともに、統合型校務支援システムなどICTを活用した業務軽減等を図っております。また超過勤務の改善に関しては、週1回の定時退校日の設定、中学校での家庭の日、いわゆるノ一部活動デーの設定、中学校での週2回以上の部活動休養日の設定など、県下一斉の取り組みを実施するとともに、独自にICカードを利用した客観的な勤務時間の把握を行い、定例校長会等の管理職員研修会で内容確認及び指導を行っております。超過勤務の現状としましては、本年度4月から9月までの上半期の80時間以上の超過勤務者数は累計28人、45時間以上は516人となっており、依然として高い数値で推移しております。原因と思われる主な業務内容としては、児童生徒の指導に関わる授業準備や成績処理、部活動や生徒指導、学校運営に関わる業務などとなっております。

最後に3点目の、土日の部活動の地域移行の現状と課題についての御質問でございま

すが、本年度、長崎県で唯一、県教育委員会からスポーツ庁による、地域運動部活動推進事業の委託を受け、先行研究に取り組んでおります。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行や合同部活動等の推進を図るため、長与町地域部活動推進委員会を立ち上げ2回の委員会を開催し、御意見をいただきました。また、長与町スポーツ協会の常任理事会で担当者による説明の機会を設けております。さらに各中学校の入学説明会の折にも担当者が新入生の保護者に説明する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により中止といたしました。次年度改めて、各種競技団体や保護者への説明の機会を設けていきたいと考えております。進捗状況としましては、現在、総合型地域スポーツクラブであるNPO法人長与スポーツクラブに再委託を行い、長与中学校卓球部を中心に先行実施を行うとともに、他の部活動への普及を目指しているところです。課題としましては、これまで時間外を含めた教師による献身的な勤務の下で成り立ってきた部活動を地域に移行するという、新たな取り組みへの理解を深めることが先決であると考えております。また、地域移行の際の受け皿や指導者の確保、指導者への謝金、スポーツ機会の公正な提供等、課題は山積しており、課題の洗い出しを取り組みと並行して行っているのが現状であります。今後の対応としましては、現在申請中ではありますが次年度もスポーツ庁、県教育委員会の委託を受け、実践事業に取り組んでみたいと考えております。また、スポーツ庁が示す、令和5年度からを一つのめどとして、可能なところから進めていきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

それでは早速、再質問に移らせていただきます。今ですね、1番目の努力目標や8項目に関して、様々な取り組みをしているということで答弁をいただきました。この基本計画は、国の基本計画を参考に県が作り、そして町はそれと連携をしながら策定したというものですけれども、この計画は第10次総合計画の教育部分を担うという形で作られたということでもあろうかと思えます。まずこの基本計画を推進するに当たって、今後の教育のビジョンがあると思うんですよ、未来像ですね。答弁の中にも縷々出てはきたんですけども、改めて教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

ビジョンといいますか、課題といいますか、学校教育、生涯学習の中でもそれぞれ課題はあるとは思いますが。その中で1つ挙げて申し上げれば国際化への対応、そしてSociety 5.0の実現に向けての急速な技術革新、それからSDGsへの取り組みなど社会状況が大きく変わろうとしている中で、子どもたちが生き抜くための必要な力を身に

付け活躍できるようにするために教育の果たす役割として、どう取り組んでいくのかというのが課題といたしますか、今後のビジョンということになると思います。これまでもグローバル化とか、高度情報化技術の進展など社会の変化に対応すべく取り組んできているわけでございますけども、一人1台端末、そして高速大容量の通信ネットワークの整備など、教育環境も急速に変わっているところでございます。このような教育環境に対応できる整備推進、そして時代のニーズ、課題に対応できる教職員の資質向上を図っていくことが必要と考えますし、先程申しました Society 5.0 の件、それからSDGsの取り組み、教職員の働き方改革、また新型コロナウイルス感染症に係る学校運営など、これまでにない新しい考え方や取り組み方も必要になってきていることではないかと思っておりますので、そういうことを踏まえて、今後、生涯学習、学校教育、教育に関して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

ありがとうございます。この新基本計画の中での今後の教育方針も含めて新しい学習指導要領中で、最終的に一言で言うとしたら生きる力をつけていくということだと思うんですね。この計画に関しては、乳幼児から生涯学習ということで高齢者までの教育、学習面、そういうものを入れ込んだ計画でありますので、幅広く考えた上で、子どもたちに関してはしっかりと生きる力をつけるということで、進めていくのであろうというふうには考えております。生きる力、この教育方針、併せてうたっている人間の育成のためには、またそのための力を身につけるためには、これまでの従来型の教育とは大きく変える部分が必要だというふうに感じているのですけれども、第2期の本計画において、この点を意識した取り組みは何かありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

学校教育に限って私の方から話をさせていただきますと、先程議員御指摘のように学習指導要領に示されております予測困難なこれからの時代に社会に向けて、そこを生き抜いていく、生き抜いていく力を身につけさせる。このことはとても大切なことだと思います。先月25日に文部科学省の方から教育進化のための改革ビジョンというのが示されております。その中では2つの理念としまして、誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育、教職員が安心して本職に集中できる環境、この2つの理念の下、ここでは敢えて申しませんが、4つの柱に沿って教育を行っていくということで進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今お聞きしたことを含めて、進めていただけたらというふうに思います。せっかく努力目標8項目に関してお聞きをしましたので、個別具体にお聞きをしたいと思います。まず乳幼児教育の充実と推進ってということで、その中に家庭教育学級の開催数を指標として挙げておられますけれども、家庭教育学級の具体的な内容はどのようなものなのか。また、令和元年度の実績が3回に対して、令和7年度は24回というふうに大きく上がっているんですけれども、その根拠は何かお示し願えたらと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

まず家庭教育学級ですけれども、子どもの教育の原点はまず家庭にあるということを再認識していただくために、子どもの発達段階に応じた適切な対応について学習を深めるもので、具体的な内容としてはファミリープログラムを活用した家庭教育支援であったり、メディア安全指導、また人権教育、そして食育や性教育、こういったもので、小中学校だけではなくて、保育園、幼稚園でも実施をしております。令和7年度の目標値が24回に大きく上がっている根拠でございますけれども、家庭教育学級につきましては、以前は小中学校の保護者を中心に開催していたんですけれども、その前の乳幼児の段階からこういった基礎を培うという観点から、現在は保育園、幼稚園などでも力を入れていくように実施をしているところでございます。町内の各保育園、幼稚園、認定こども園が計12か所ございまして、各園に年1回以上開催をして欲しいという依頼をしておりますので、12か所掛ける2回で計24回という目標値を設定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

家庭教育学級に関しては、ある程度理解をいたしました。次に電子図書館の充実とあるんですけれども、西海市でも始めたということで新聞にも載っておりましたけれども、県内では4つの町が実施しているということで、本町においては現在の登録者数ですとか貸し出し数を含め、その成果をどのように分析をされているのか。そちらはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

電子図書館でございますけれども、現在登録者数は約1,200人。それから貸し出し総数は約5,700回でございます。主に20歳代から50歳代の利用率が高く、約7割を占めております。ターゲットとしまして、学生やお仕事で図書館になかなか来られない方、また子育て中の方や障害者の方を考えておりますけれども、コロナという状

況もございまして、電子図書館の需要はかなり高い。そして、これからも利用は伸びていくと分析をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

その電子図書ですけれども、今実際どのくらいの電子図書の数があって、今後年間どのくらい増やしていくのか、そういう計画が今の段階でお分かりになればお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在の貸し出しができる冊数につきましては約2,000タイトルございまして、今後も買っていった場合に、期限がありますので減っていくということもありますから、常に2,000冊以上はキープをしたいとそういった購入計画を持っております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。この2,000冊というのは結構膨大な数であります。その中で利用者は選ぶことができるということで良いのかと思うんですが、皆さんどういものが読みたいとか、そういうのがあろうかと思うので、時々はそのようなことも含めたアンケートなりを実施して、この2,000冊のキープを続けていっていただけるようお願いをしたいと思います。次に生涯スポーツの推進の件なんですが、これに関しては町長の公約とか、施政方針にもありましたが、大村湾を生かした海洋スポーツの推進ということでおっしゃられておりますけれども、具体的にどのようなことを考えて、どのようなことを計画されているのか。今の段階で分かる程度で結構です、お答え願えたらと思いますが。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

以前から実施をされております町のペーロン大会に対する支援も海洋スポーツの推進の一つと考えておりますけれども、新たな計画としましては、西側埋立て地の長与港で開催を予定しておりますアクアスロン大会に対する支援、そして潮井崎海岸で予定をしておりますSUPの体験事業、このイベント開催を大村湾を活用した海洋スポーツの推進として計画をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

一応計画的にはそういうものがあるということで、今、ペーロンの方にも力を入れていくということで話がありましたけれども、これは体験学習を小学校がやっているかと思えます。このペーロンをやっている長与湾内の長浦っていうんですか、あそこは波の影響をすぐ受けやすく、防波堤がちょうど波を打ち消す所に足りないらしくて、天気はすごく良いのにペーロンの体験学習ができない不具合がかなりあるらしいんですね。ペーロンの体験学習は結構人気で、ペーロン協会の方もある程度の利益にもなっているということで、せっかく来た子どもたちに「すいません、今日は波が高いからできない」と言うのではなく、これは湾のことなので県か国か、町ではない上の方の所管になるかと思うんですけれども、そのことを初めて今言うんですけれども、話し合ってください。大きな事業ですので、そう簡単には防波堤なんてできるものではありませんけれども、海洋スポーツの推進という中で、ペーロンが中に入れていただいているのであれば、やりやすい体験学習にしても、町のペーロン大会の練習にしても、いろんな事故もあつたりとかしたら困りますから、そういうところを上の方の国、県と話し合いをしていただけたらなというふうに思います。次に文化・芸術の振興ということで、こちらの方も現在長与三彩関連の発掘調査が実施されておりますけれども、今年度も継続して行っていくということで、このことが文化財や歴史に関する理解と郷土愛の育成にも繋がるといふふうには考えておりますけれども、今調査の途中段階ですので、何ともお答えできないかもしれないですけど、令和3年度に行った調査の中で何か成果が出ているのか、そちらはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

令和3年度の発掘調査につきましては、具体的な成果は出ておりません。来年度の第2期調査に何らかの成果が出るように期待をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

長与三彩を確実にどこで焼いていたとか、作っていたってということで、この発掘調査をそこに限定してやっているものというふうには思っておりませんが、長与三彩の窯跡、そういうものが調査の結果、そういう文化的なものを醸成するためにこの調査を始められたということもあろうかと思うんですけど、出なかった場合はどういうふうにされるとおっしゃってましたっけ。お答えできれば。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

成果が出なかった場合のことですけれども、平成17年の発掘調査のときに既に長与三彩の破片が出ておりますので、今後も周知の埋蔵文化財包蔵地として、隣の長与皿山、登り窯と併せて管理と保存をしていく必要があると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

そういうものの遺構が長与にはそう大して多くないので、一つ一つを大事に保存していくということも必要だというふうに思いますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。この計画の中に教育環境の充実というところで、統合型校務支援システムの活用推進が盛り込まれております。これは先程答弁の中にもかなりあったんですけども、教育の働き方に直結するということからさらなるその推進が図られることと思います。このシステムの導入に関し効率が図られる部分、また十分でないと思う部分、そういうところって実際どうでしょう、あるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

会議システム等を使いまして、いわゆる職員朝会であるとか、会議の回数をできるだけ少なくして、子どもと接する時間を増やす。また出席、学校日誌とか、出席簿とか、そういったものを全部リンク付けされていますので、1つに入力すれば複数回入力したり、打ち込んだりする必要がなくなりますので、情報を一括管理することで業務の軽減が図られております。今後、さらにとり部分で言えば、まだ今後の検討でもありますけれども、タブレット端末等を用いた学習ログ等の収集による評価、そうした部分で教職員の評価等に係る時間の削減を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。全国的に教師の働き方改革は進められておりますけれども、そういう事例を見るとやっぱり残業時間削減など一部の指標、そういうものばかりの達成が目的化されているというところもあると思われま。ですから、実際の教育の質の向上ということに必ず繋がってくるような取り組みだというふうに思いますので、ここはもっと、もっともっとならうか、進めていっていただきたいと思ひます。ただ、具体的にはいろんな取り組みをされているということですが、次の部活の地域移行に質問の流れとしてはいくので1点聞いておきたいのが、様々取り組みをされてきました。そこから見えてきた今後の課題があると思うんですよ。こういうふうに進めてはいきたいけれども、でもここがちょっと本町としては厳しいかもとか、そういう点があれば、なければいいんですけど、あればお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

働き方改革ということで今の御質問を捉えさせていただきますが、例えば先程教育長答弁にもございましたが、超過勤務時間ですけれども、80時間あるいは45時間、国からはひと月の限度としては45時間、年間360時間という数字が示されておるわけですが、中学校において考えますと、部活動に従事をしますと基本的にはそれだけで45時間は超過してしまう状況がございます。ですので、先程議員御指摘のように部活動の地域移行といったところも考えていかなければ、この45時間の達成という部分は非常に厳しいのではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

部活動の地域移行は、何度もおっしゃるように働き方改革の一つの方策として文科省から打ち出されたことですけれども、現況では多くの教員の方が顧問を担当されているというふうに思うんですけれども、実際に教員の何割の方が顧問を担当されているのか。また生徒でも部活に入っていない子もいると思うんですけれども、大まかでいいので部活にどのくらいの割合で所属しているのかをお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

まず教員の従事している数になりますけれども、中学校の教諭であれば、私の認識としては基本的にはほとんどの教員が何らかのものを受け持っている。ただその中で、複数で顧問を持っている場合もあれば、お一人で1つの部を担当しているという負担の度合いは、やはり異なっておるかと考えております。生徒の部活動加入率ですけれども、ここに数字としては持っておりません。ですので、学校であったり、あるいは市町によってもそこは随分変わるものがあるのかなと考えておりますので、数としては控えさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

教員の中には、部活動を生きがいにしてと考えている人も多く簡単には解決できないし、だが労働環境を整える責任もある。これは数日前に地方の新聞に載っていた県教委の話ですけれども、確かに教員の中には、例えば私たちが中学の時はスポーツ部に入っておりましたけれども、やっぱり、熱量が高い先生たちがおられて、そういう方は今の先生も同じだと思うんですね。ただ、その国が示しているその方向性が、休日に教員

が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するという一方で、指導を希望する教員は、休日に指導を行うことができる仕組みを構築する。要するに、こういうふうに読めば一見すると相反する改革案のように感じるんですけども、具体的な方策として、どのような組織団体が受け皿として考えられるのかというところで、長与スポーツクラブという個名が出ましたのでそのままお聞きしますが、こちらの部活動の地域移行に関して、卓球、バスケットにも、もう取り組んでいると思いますが、現在の進捗状況は卓球だけですか。それともバスケット、年内には、ほかにも何か地域移行を考えていくというふうにお聞きをしたんですけども、そちらの情報はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

今現在におきましては、長与中学校の卓球部だけでございます。来週頭になりますが、今御指摘いただきましたように、バスケットボール部の保護者への説明会が長与中学校体育館で開かれるということになっております。また、先週は卓球協会の理事会の方に教育委員会がお邪魔させていただき御説明差し上げるというような形で、少しずつではございますけれども、地域部活動への移行を御理解いただきながら、少しずつ進めているという段階でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

教育長の答弁の中に、例えばその受け皿として長与スポーツクラブに、多分そこしかないと思うんですね。長与町はモデル地区になっているはずですので、よそよりは1年早めに取り組むというふうになっていると思います。先程答弁の中に、謝金とか、そういう運営に関わる団体試合の参加費とか、そういうもろもろの支出が多いということ、こういうものを考慮した上に継続して運営をしていただかないと、何年か後にはスポーツクラブがもうお手上げ状態になりましたというのでは、スポーツクラブは別としても子どもたちに多大な悲しい思いをさせるので、そこは、運営上どのようにすれば良いというふうに考えておられるのでしょうか。長与スポーツクラブでいくら考えても、ここは教育委員会との連携が一番大事だと思うんですね。その連携を図って行ってこそ、この地域移行が完了するんだというふうに思うので、その辺の答弁をお願いできたらと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現在NPO法人である長与スポーツクラブに再委託をして行っているところですが、文部科学省、あるいはスポーツ庁からは、総合型スポーツクラブ等が行うこ

とが望ましいと。その根拠としましては、やはり児童生徒の中でけが等が発生した場合に、その補償であったり、損害であったりといったところへの対応といったところが、やはり法人格でなければなかなか難しいところがあると。ただし、先程ありましたように、長与スポーツクラブが全ての本町の現在中学校にある部活動の処理を現在の体制でできるかと言われると、これもなかなか厳しいところがございます。ですので、そこだけにこだわるのではなくて、先程議員がおっしゃったように、我々がやっているのも教員が必ずしも行う必要がないものと、業務として文部科学省が示しておりますので、そうした段階で令和5年、令和6年から教員がしないという判断をしたときに、子どもたちが困らないようにという思いもございますので、じゃあどういう組織であったりがその受け皿として適切であるかということも現在考えながら、スポーツ協会等とも御相談をさせていただきながら進めているところでございます。ただし、時間が余りございませんので、先程おっしゃっています保護者の費用負担であったりとか、子どもたちの機会の均等であったりということも踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

確かに文科省の方からは、運営主体を退職の教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進員、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、そういうものを上げていくかと思います。スポーツ協会ですとか、そういう団体が長与町にもありますので、そちらの方との協力、連携をしながらということで、長与スポーツクラブだけにということではなく、幅広く考えていけるのだらうかと思いますが。でも、実際にこれまで地域のスポーツの拠点として経験がある長与スポーツクラブの方には、やはり大きな期待もあるかと思いますが。今年度の予算の中に約100万円が計上されていますけれども、内訳はどのようになっているのでしょうか。大まかで結構です。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

基本的には再委託に係る指導者謝金、それと先程答弁にございました委員会の参加者への謝金ということでしております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

これから地域移行がこのスポーツクラブだけではなくて、どこかの団体が受け皿となって、指導者ですとか、そういう方たちへの謝金となれば、その団体試合の参加費、そういうものを考えないといけないし、指導者の保険料、このスポーツクラブだったらクラブバスがありますからその維持費、専任の事務局員が必要になってくる、事務所は狭

い。そういうふうなもろもろを挙げれば切りがないんですけども、しっかりと継続して運営をしてもらうためには、やはり予算審議において十分な処置をしていただきたいというふうに思うんですね。スポーツを純粋に楽しむには3種類あると思うんですね、子どもたちが。ただ単にスポーツを楽しみたい子、土曜日ぐらいは出て大会には出たい子、競技スポーツとして上をしっかりと目指す子、こういう子たちのいろんな希望があると思うんですけども、そういう子たちの受け皿としてしっかりとしてもらうためには、その支援は、今後大事になってくると思うんですが。今100万円というお金があります。これは、取りあえずは指導者への謝金と参加者への謝金ということになっておりますけれども、運営のための支援が今入っていないんですが、本格的に担ってもらうようになったときに、担ってもらった団体の方への支援は、きちんと考えておられるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

今の100万円が、町が支出をしているということではなく、今回、国から委託を県が受けて、それをうちが受けて、そこからの支出となっております。ですので、そのお金をもってスポーツクラブへの何らかの対応ということは考えにくいわけですけども、先程も申していますが、文部科学省あるいはスポーツ庁においては、基本的には受益者負担という発想で、月謝じゃないですけども、指導料であったり、そのお金をいただいてということになってはいますが、先程申しますように、そこにスポーツの機会であるとか、困窮家庭であるとか、そうした所への対応というのは、一定必要になると思われまので、そうしたところを現在検討していますが、なかなか厳しい状況にあるというところで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

確かに収入としては月会費があります、入会金があります、保険料もあります。そういうもので、収入としてはある程度見込めるんですけども、これが学校の部活動が地域移行してから自分たちが受け皿となった場合には、やはり運営としては厳しいものがあると思うんですね。持続的に活動するための支援をしっかりと考えていただいて、その受け皿としての役割を果たせるようなシステムの構築を必ずお願いしたいと思います。今理事の方からも、困窮家庭に差がなくきちんとクラブに参加できるというふうなことをおっしゃられたんですけども、うちの近所に母子家庭の子がいたんですよ。この子たち、保育園の頃から100円を持って夜の10時ぐらいにおにぎりを買ってくる子で、消費税がつきますから買えないんですよ。そういう家庭だったので、何となく中が見えるのでずっと見守ってきました。町民体育祭、どっか体育大会とか、そ

ういうときにも誘って連れて行ったりとかして、結構気掛けて見てきていたんですが、5年ぐらい前の定期演奏会のときに吹奏楽部の一番前で楽器を奏でていたんですよ。吹いているとか、叩くとか言ったら、個人が特定されたら困るのでそこまでは言いませんが、その成長した姿にもものすごく私感動して、良かったと思って。その1か月後です。「金子さん」って声を掛けられて、取りあえずそのときの演奏会のことを褒めたんですね。そしたらこの子が「いや辞めたんです」って、「いや上手に弾きよったたい、なんで辞めた」とって言ったら、「部活動の費用を母親に貰えない。だから続けるのが難しくなって辞めてしまった」って、その子が半分泣きかぶりながら言うんですね。その子も今は高校生になって、それでもやりたかったんでしょうね。自分でギターをアルバイトして買って、今一生懸命そのギターの練習をしているみたいですけども、そういう子が実際にいるんですよ。やりたくても参加できない。そういうふうな生活困窮で困っている、こういう子たちにやっぱり支援が必要だと思うんですけども。基本、要保護世帯などへの支援は実際にやっていると思うんですけども、まず、要保護世帯などへの支援がどのような対応をしているのか、今ですね。どういう種類のもので対応をしているかというのがあればお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

就学援助費の支給の計画の中からお話しさせていただきますと、まず新入生用の学用品、あるいは学用品、通学用品、校外活動費、あるいは修学旅行等の宿泊を伴う校外活動費。それと、これは距離によりますけどもバス通学の補助、こういったものがあります。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

実際にそういう支援をされているので、それと同様だというふうに思うんですよ。地域移行後の生活的に困窮する家庭の生徒への経済的支援ということで、経産省も経済的支援策を講じることが必要としています。それと、今お聞きした要保護世帯への支援、それ同じだと思うんですよ、クラブに行けない子に。全額をとるわけではないんですよ。その一部を助成できるような、支援できるような仕組みを考えていただきたい。生活環境に関係なく部活動ができるという環境整備を要望したいと思いますので、この地域移行を文科省、経産省も今加わってずっと進めているので、その中でしっかりと検討をお願いしたいと思います。部活動の土日の地域移行は、結局最終的には完全廃止というのを視野に入れた取り組みというふうにもちょっと聞きました。そういうことを考えると、この10年間は、教育委員会の課題はかなり山積していると思いますし、大変だろうなど、この部活動のこと以外でも。村上市っていう所に、総合型スポーツクラブ希

楽々がありますけれども、もちろん御存じだと思います。ここが部活動の地域移行などに取り組んでいるんですけれども、この村上市は、村上市部活動方針をしっかりと作って、もしかしたら長与町にもあるかもしれないんですけど、ネットではちょっと探せなかったのです。こういうふうなものを策定して詳細な対応、取り組みをしております。ですから、今回部活動を中心に話をしましたけれども、これが子どもたちのため、そして教員のための基本指針になるということで、策定まではいかなくても、こういうふうな方針は持っていていただきたいなど。学校の延長として、やっぱり先程言ったような3つの種類のスポーツの楽しみ方、目指し方っていうのがあると思うんですね。その取り組む姿勢というのはもう様々違うんですけれども、まずは児童生徒の目線に立った地域移行への対応をしっかりと考えていただきたいし、先程理事がおっしゃったように時間的な余裕はないということで、早急の検討をどんどん進めていって、令和5年から、取り組めるところから取り組んでいってくださってという文科省の通達だと思いますので、そこはしっかり遅れないように、モデル地区ということもありますので進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時30分まで休憩いたします。

（休憩 15時19分～15時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、西岡克之議員の①ごみ行政について、②特定健診についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

本日最後の質問をさせていただきます。まず、過日お亡くなりになられた吉岡議員に哀悼の誠をささげたいと思います。本日の私の1番目の質問も、吉岡議員が元気なときによく質問をされておりましたごみ行政のことを、吉岡議員のことを思い浮かべながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。それでは、ごみ行政について。本町では、粗大ごみは今まで町の費用によって無償で処理されてきましたが、新年度から有償となるということで、幾つか考慮すべきことが出てくると考えます。そこで、想定される諸問題を幾つか質問したいと思います。1番目から。広報などで告知済みと思いますが、まず粗大ごみの排出までの流れをお示してください。また、粗大ごみの定義（容積、長さ、重量など）についても質問いたします。2番目、粗大ごみを出すときには、自宅の前まで玄関などに置いておかなければならないと思いますが、集合住宅（マンション、アパート）などで玄関にスペースが無い、もしくは共用である所はどのようにすればよいのでしょうか。3番目、高齢者の一人暮らしなど、非力で粗大ごみを搬出で

きない方はどうすればよいでしょうか。4番目、新しい制度では、処理券を購入して提出するということになると思いますが、処理券は役場まで、または最寄りの町指定の施設まで取りに行かなければならない、購入ですね、ならないと思います。高齢者、社会的弱者にはかなりの負担になると思いますが、この点について質問いたします。5番目、社会的弱者への料金の軽減措置などについて質問いたします。6番目、有償化で不法投棄が増加する可能性が考えられますが、対策について質問いたします。7番目、紙ごみ回収についても、今までと違う回収方法になると聞いております。センターからステーションとかですね。各家庭からの排出方法などについても詳しくお示してください。

大きい2番目として、特定健診について御質問させていただきます。現在、特定健診が行われるようになって数年が経過をいたします。私も健康指導で、係の方から適切な指導をいただき、また、医療機関などの指導で数値が改善し、非常に嬉しく思っております。現在までの特定健診の実績などについてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日最後の質問者であります西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。ごみ行政ということでございます。1点目の粗大ごみ排出の流れと定義ということでございます。排出の方法につきましては、電話、または住民環境課窓口で申し込みを行い、収集日、排出場所を決めていただきます。次に処理券を購入し、粗大ごみに貼付していただきます。最後に指定された日時、場所に粗大ごみを排出していただくと、以上が排出するまでの流れになります。定義の話をされましたけども、粗大ごみの大きさ、料金につきましては、長さ1メートル以下、かつ重さ30キログラム以下は、1個につき550円。長さ1メートルを超え2メートル未満、かつ重さ30キログラムを超え60キログラム未満は、1個につき1,100円となっております。排出個数は、基本的に1世帯当たり1日に2個までとなっております。2点目でございます。粗大ごみ排出箇所についてのお尋ねでございます。粗大ごみの戸別有料収集におきましては、申し込み時に排出者との協議段階で、聞き取りと地図システムを活用して排出箇所を両方で確認を行い、私有地、共有地、公有地を問わず、適切な場所が選択できている状況でございます。なお、平成29年度から現在まで地域の皆様方の御理解と御協力により、排出場所についての選定で行き詰まったケース、あるいは指摘なども現在のところはあっておりません。今後も申し込み時の聞き取りを丁寧に行い、排出から収集まで安全な処理ができるよう進めてまいりたいと考えております。3点目でございます。高齢者の一人暮らしなど、非力な方の粗大ごみの排出方法についての御質問でございます。高齢者など排出が困難な方の対応といたしましては、現在行っております自治会ごとの拠点収集と同様に、親族や近所の方、ボランティア、自治会等からの御協力により排出される方法が考えられるところでございます。2番目としては、処理手数料が掛かりますが、一

般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する方法で個数等の制限はなく、日時等も含め自由度が高いものと考えております。4点目の粗大ごみ搬出券についてのお尋ねでございます。この処理券の販売方法につきましては、役場を含め公民館等の7施設で販売をしておるところでございます。今現在は、他の施設での販売の要望は多くはあっておりませんが、来年度からの需要が増加することを考えますと、販売施設につきましては検討していかねばならない、そのように考えています。同様に、昨今のSNS等の広がりやDXを含めたデジタル社会の到来を加味し、今後も先進自治体の取り組みを研究し、新しい方法を探求してまいりたいと考えております。5点目でございます。社会的弱者への料金の軽減措置についてでございます。現在のところ、料金の減免などの措置は講じていない状況であります。この戸別収集は現在始まったばかりですので、今後は負担の公平性の観点や排出状況及び他市町の情報等を鑑みながら、料金形態などにつきましても研究、検討を行ってまいりたいと考えております。6番目の不法投棄対策での御質問でございます。今回の変更により拠点収集時の不法投棄は無くなり、自治会役員の負担軽減が図られると思っております。また、戸別収集を行うことにより、年2回の自治会ごとの排出にとらわれることなく排出が可能となり、機会を逸することなく排出でき、また不法投棄の減少にも繋がるものと考えております。現状の対策としまして、担当課、警察、郵便局、関係機関等によります常時のパトロールや、不法投棄される可能性がある場所への看板設置、ホームページを含めた各種広報媒体等への掲載により啓発を図っている状況でございます。しかしながら、地域住民や各所からの通報により対応することも多々あります。この場合は初動が重要であると考えており、通報後すぐに現場を確認し、保健所、警察等関係機関と共に対応している状況でございます。今後も地域との連携の強化を図り関係機関と緊密な情報交換を行い、対策に取り組んでまいりたいと考えております。7番目の紙ごみの排出方法についてというお尋ねでございます。現在、各自治会単位で行っております資源回収のうち、紙類であります段ボール、新聞、チラシ、雑誌、雑紙を月2回、燃やせるごみや容器包装プラスチックなどと同様に、町内、約1,000か所のごみステーションで回収することになります。排出方法は、現在と同様にそれぞれの種類別の3種類に分別し、同じ日に出すことになります。また、月2回は隔週で同じ曜日になりますが、今回この紙類のステーション回収に伴い地区によって異なりますが、容器包装プラスチックや燃やせないごみ、ペットボトルの排出曜日の変更がございます。このような規模のごみ、資源の排出方法の大きな変更は近年ではあまりありません。一時的には戸惑いが生じるかもしれませんが、資源化物の再資源化の促進と可燃ごみの削減のために、紙類のステーション回収について、告知の内容をわかりやすく丁寧に説明をし周知を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の特定健診についてのお尋ねでございます。平成20年4月よりメタボリックシンドロームに着目した特定健診が始まったわけでございます。当初20%台であった受診率は、様々な取り組みにより徐々に上昇をしましてまいりました。

本町の過去3か年の受診率を見ますと、平成30年度が49.1%、令和元年度も同じく49.1%、令和2年度は43.5%となっております。令和2年度につきましては、議員御承知のとおり新型コロナウイルスの影響で全国的に受診率が低下をしている状況でございます。今年度につきましては、昨年度よりも若干伸びてはいるものの、いまだコロナ禍の影響を受けておる状況でございます。また、特定健診の結果に基づき行われる特定保健指導の過去3か年の実施率を見ますと、平成30年度が44.1%、令和元年度が56.9%、令和2年度は72.1%となっております。特定保健指導につきましては、対象者数が年度によって増減いたしますので、実施率にばらつきがございますけれども、毎年150人前後の指導を行っている状況でございます。国保の被保険者の発症予防、重症化予防のためには、まずはより多くの被保険者に特定健診を受診してもらうことが必要となります。今後もこの受診率向上につきましては、いろんな取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ、再質問に入らせていただきます。1番目の排出するときの休日、祝日についてはどのようになりますか、それを指定された場合。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

戸別有料収集として話をしたいと思います。土日につきましては、基本的には対応はできない状況です。役場が開いている日を指定していただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

土日しか対応できない方っていうのは共稼ぎとか、いらっしゃると思うんですね。何とかその辺りは、まだ始まってないのでどうこうっていう言いがたい部分もあるんですけども、もう少しその辺を柔軟に考えることはできないのかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今現在の状況で考えますと、土日を受けるというお答えはできないかと思いますが、現実、月曜日を指定していただく場合、月曜日の朝に排出ということになるんですね。そういった場合には、前日に玄関前に置いておくという方法もありますので、その辺は住民と適宜話を詰めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今までは、自治会で年に2回収集をしていたんです。それは、おそらく月曜日に業者が取りに来ていました。排出は私も地元自治会にお手伝いによく行っていますので分かりますけれど、ほとんどが排出は日曜日の午後からなんです。平日は先程申し上げたように仕事で忙しいとかあるのでですね。それから、住民目線に立った場合には日曜日の排出は十分考えられることなので、そこら辺をですね。例えば、玄関前に置いておける、周囲の迷惑にならん限りは日曜日でも回収に行くとか。例えばアパートの4所帯か6所帯のアパートの玄関の前に置いていたら、ほかの人が通るのに迷惑が掛かると。余計な住民トラブルも起きかねないので、できればその辺は日曜日にも行けるような当番制で回していくとか、ちょっと知恵を働かしていただきたいと思います。答弁要りませんので、そこのところよく考えていただきたいと思います。それと今ちょっと触れましたけど、粗大ごみの排出場所ですね。近年は一戸建ても多いんですが、長与町にはマンションがたくさん今駅の周りを中心に建っています。そういうときにマンションっていうのは、皆さん共有の場所なので、そこに置くっていうのは非常に置きづらい部分もあります。例えば、今日の朝言って昼取りに来るっていうことだったら、そんなにみんなに迷惑を掛けないんですけど、一日置きっぱなしとか言ったらやはり住民トラブルにもなりかねないと思いますので。それとか先程申し上げた4所帯、6所帯ぐらいの小さなアパートで共有部分の通路の所にどんと置いたら通りづらいうって、余計な住民トラブルの元にもなるので、そこはなるべく置き場所を考えて欲しいと思うんですね。例えばの話、1階の空いてる所、地図システムでさっき見るって言ったんで、「あそこは2階に置くよりも1階のあそこにちょっと置いていただけませんか」と、きめ細やかな優しさが必要だと思います。そこら辺のこともあるので、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

御指摘ありがとうございます。確かに、現状受け付けをしたときになかなか良い場所がないという案件も今でもあっております。ただし、お話ししていく上で「あ、こういう所があった」「こっちだったら大丈夫だった」とか「自分の借りている駐車場があるよ」とか、いろんなパターンで、今のところ見つかっております。今後、やはり増えていくことを考えるとそういった問題も出てくるかと思っておりますので、排出場所の件につきましては今後もまだ内部でも協議をいろいろ進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そうですね、そこら辺きめ細やかな対応をしていただきたいというふうに思いますので、是非よろしくをお願いします。次に粗大ごみの定義は、今そちらの方で1メートル重さ30キロで550円、1メートルから2メートルで30キロから60キロ1,100円という回答をいただきました。これにぴったりはまりづらいものもあると思います、四角い箱を出すわけじゃないので。長いのもあれば、ぐにやっとなったものもあるけんですね。そこら辺は四角四面の対応ではなくて、現場に合わせた対応をしていただきたいと思いますので、そこら辺もよろしくをお願いします。次に高齢者の一人暮らしってこれちょっと難しい問題だと思います。今までは、うちの自治会でも環境係がおって、自治会の若いボランティアが軽トラを持ってきて「どこのおばちゃんの所に行ってくれる」って言って「はい、分かりました」って言ってから「こんにちは、粗大ごみを取りに来ました」って中に入って取ってきて、軽トラに積んでグラウンドまで持ってくるとかいう流れもあったんです。ところが、それはあくまでもボランティアっていう善意の方でやっている話であって、今度いわゆる、なりわいとしてやっていくわけです。となれば、それは全然考え方を変えないといけないと思います。最初の1回、2回は「ちょっと協力していただけませんか」と自治会に言って、そういうこともあるかもしれないけども、それがずっと続くとは考えづらい部分があります。だから、例えば高齢の方がおって、中に重たい机とか、要らなくなった茶棚とかあって「抱えきらんばい」って言うたときに、「どこまで出してください」と言いづらいですよ。それはどういうふうにしますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今の御質問は、宅内からの排出の面でお答えしたいと思います。家の中から出すということにつきましては、あくまでも役場の戸別有料収集の対象とはしておりません。家の外に出してもらいたいと考えております。どうしても家の中だと、ぶつけた、壊れた、盗難があったとか、トラブルになる可能性があると考えております。そのため、基本的には家の外に出してもらおうという形で考えております。それと今の御質問では、もう一つ、今ボランティアとか、自治会の方で頑張っていたいただいているということをお聞きしております。この個別有料収集は平成29年度に始まって、自治会等で収集するのが来年度からなくなります。こういった形になるのが、来年度が新しいスタートになる部分もあるもので、今頑張っていたいただいております自治会の方々、ボランティアの方々の何か後押しができるようなことができないか、課内の方でも詰めている状況でございます。もしどこかでお示しすることができればと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そうですね、いきなりこの制度が変わったって言って、突き放すようなやり方はよくないと思います。優しい政治をしていただきたいと思いますので、そこら辺、どうやればいいのかなど。保健環境連合会とかあるんですよね。そういうところともよくお話をするとか、いろんな手だてがあると思いますよ。四角四面に「どこどこまで出してください」じゃなくて、そこら辺をよく細やかに配慮をして、話をして、だんだんと制度を移行していくという形にしないと、ハレーションが起きると思いますね。今後ともその辺のところ、しっかり対応していただきたいと思います。

次に4番目の処理券の購入の話なんですけど、7施設の公民館と役場で販売をするという話なんですけど、高齢者で免許を返納した方とか、元々持ってない方とか、買いに行かんばいかんわけですね、そういう所まで。例えば、うちの自治会だったら歩いて、ふれあいセンター辺りまで歩いていかなければならないとか。普段からよく歩いている人は良いかもしれないですけど、高齢者は歩けない人もいます。社会的弱者とか、障害を持たれている方とか、歩いて行きづらい所があるんですよね。ちょっと少ないんじゃないかなど。今お聞きして7施設と役場だけでは。近所の方はいいですよ。離れた方はちょっと大変なんで、そこでこれは1つの提案なんですけど、高齢者は2か月に1回必ず年金を下ろしに行きます。偶数月の15日は金融機関、高齢者でいっぱいなんですよ。そういう所でも券を売るとか、郵便局でも売るとか、コンビニで売るとか、いろんなことが考えられると思うんですよね。そういうふうな対応はどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

御提案ありがとうございます。隣の市では、確かに金融機関で販売しているということをお聞きしております。それを考えると、販売先自体が、今後、需要が増えると件数は必ず増えると思います。そのため、金融機関以外の所も含めて、販売先は検討を今からしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。前向きな回答いただきましたので、そこはお任せしたいと思いますのでよろしくお願ひします。あと5番目の社会的弱者に対しての料金は、今、検討するっていう形ですか。それとも現在はないけど今後検討していきたいという形なのか、ちょっとそこら辺をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

町長答弁と重なる部分もありますが、今後検討していくという部分になります。何度

も先程から言っているとおり始まったばかりですので、一番良い方法が何かというのを探っていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そこは是非、何度も言うように細やかな対応をしていただきたいと思います。次に不法投棄の件ですけども、現在はあんまり無いと言っておられますけども、これはお金が掛からなくて自治会が出してくれとったけん、無いんです。今度お金が掛かるということになれば、ポイッとやらないこともないんです。人間ってやっぱりそういうことがあるので。今後、不法投棄は増えるという予測の下に施策を立てていかなければならないと思います。そこら辺、不法投棄をさせないというコマーシャル。例えば、役場の公用車にも「不法投棄ダメよ」というステッカーを貼るとか、それとか施設にも貼るとか。郵便局の方に御協力をいただいて、バイクがしょっちゅう走っているんで郵便局のバイクとか、牛乳配達バイクとか。同意を得られれば、そういう後ろの箱に貼って喚起を促すとか、もちろん、不法投棄されやすい場所にはずっと巡回が必要ですね。諫早の方に行ったら交通量が少ないんで、よく不法投棄をする所があるみたいです。鳥居かな、神社の。ああいうのをよく貼っている所がありますよ。鳥居のとか貼ったら罰かぶるとか、何かそういう心理が働くんで、事前にそういうことも見て回るとか必要じゃないかなと思います。アメリカの話でブロークンウインドウ現象というのが、町長も御存じですよ、破れた窓とか、汚れた壁とかの中に1つごみがあればすぐ増えるという、これ人間の心理なんですね。きれいにしてあった所にごみは捨てないんです。そういうのがあります。是非そこは知恵を働かせていただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

不法投棄につきましては、議員からもお話があった中で1件御報告できる部分が、包括連携協定という形で郵便局と連携をしております。この中で、配達用の車、バイク、こちらの方に不法投棄監視中のステッカーを3月1日、昨日から貼付して、その車が長与町の管内を走っております。あとの広報活動とか、現場を確認するという事は今までもやっていましたし、これからも続けていって、広報活動を続けていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

総合計画の中に、42番ごみ・し尿の適正な処理があります。150ページの3Rの

推進で載っています。これは例えば、粗大ごみを集めて、それを恐らく時津に持って行って、燃やせる物は長与でも全部破碎して燃やすって形になるんでしょうけれど、燃やすってというのは最終的な手段と考えまして、何で燃やすかというとは体積は10分の1になるんですね、燃やせば。その処理をするために燃やすと。しかし、燃やした分は今度煙となって大気中に充満するんですよ。何を言いたいかといたら、結局3Rの推進だからリユースとか、リサイクルとかをどんどん推進して欲しいんです。例えば、材木関係やったら薪にするとか、欲しい方がいらっしゃいます。それとか使えるものはどっかの場所で交換会をするとか、ごみを出さない工夫も必要だと思うんですよ。ほかの自治体でそういうふうに行っている所もあるんです。実際に、子どもが乗らなくなった自転車、それ自治会でもそうだったんです。使えそうな自転車をごみとして捨てるんですよ。その場において「もったいなかですね」「いやもう乗らんとですよ」その方は必要ないけどこっちの人は買おうかなと思うと。そういうのもあるんですよ。だから、そこを上手にごみを出さない、ごみにしないという形で、3Rの推進でやっていただけないかなと思うんです。すぐは無理かもしれません。いずれはそういう場を作っていただくという形を知恵を働かせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

御提案ありがとうございます。リユースに関しましては、一時期時津のクリーンセンター等でやれないとか検討をしたんですが、どうしても広さ、用地が一番のネックとなっております。それとあと、それを直す技術者の確保が難しいという形で現在に至っている状況です。ただし、今後議員が言われるとおりがみを出さないということを一番にやっていきたいと思っておりますので、今ここで、できる、できないというのは難しい形になりますけど、何らかやっていきたいという意味は担当課としては考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

回答いただきました。これはやれっていうことじゃなくて、例えばの話、シルバーさんいらっしゃいます、登録しているね。あなたは何が得意ですかとか、電気ができます、私は元修理工場におりましたとか、元大工をしていましたとか、いろんなその人の能力があるんです。それを拾い集めてデータベースにしておくとか。じゃあ、ちょっと時間空いた時にここ来てくれんねとか、その人たちもすればできないことはないと思うんですね。知恵を働かせて、そういう形を作っていただければというふうに思いますので、前向きにね、やっても良いみたいな感じなので。それと広報ですね、こうこうこうで交換会をしますよとか、そういう形を作っていただけないかなと。ごみを出さないって

うのが基本姿勢です。それをよろしくお願ひしたいと思います。ごみ行政については、以上で終わります。

次は特定健診について質問をしたいと思います。私自身も特定保健指導をいただきました。実際、だんだん年取ってきたら代謝が悪くなりまして、少しずつおなか周りも大きくなるし、血管の中も少しずつコレステロールがたまったりとか何とかして、1階にいらっしゃる職員から温かい指導をいただいて病院の御紹介をしていただきました。その数値を見られる病院を御紹介していただいて、そこの先生に熱心に指導をしていただいて、大分改善をいたしました。これはそのままにしていたら、例えばの話、病気になっていたとか、最悪の場合は脳梗塞になったとか、心筋梗塞になったとかいうのが避けられたと私自身は思っております。非常にありがたいことだなと思っております。それを踏まえて御質問をしたいと思います。平成30年からかな、特定健診が上がってきていると。総合計画の中でも、国民健康保険特定健康診査受診率と特定保健指導実施率が127ページにあります。これもちゃんと右肩上がり、上がってきているんですよ。そこの下の表のところですね、ずっと上がってきているので。これは医療費の削減に通じるものがありまして、力を入れていかなければならないというふうに私自身も思っています。何はともあれ本人の長寿命化になるっていう形で、非常に頑張っておられるなと思います。令和2年度は少しコロナの影響で下がったんじゃないかなと思いますけども、保健指導はずっと上がっているんですね。確かによく頑張っているなあと思いますけども。これが入ったばかりのときに聞いたと思うんですけども、原爆健診に行っている方々の受診している数はこれにも含まれているんですか、お尋ねいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

原爆健診で受けられた方につきましては、その方が国保であれば特定健診の数に上がってきます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

確かね始まったときは数に入れてなかったんです。私も始まったばかりのときに確かに質問した、平成20年だったですかね、始まったのが。平成20年か21年頃に質問した覚えがあって、その当時は原爆健診の数はまだ入らなかったんです。今おっしゃられたのは入るようになったということで、国保だったら入れていいんだと思います。そんな中で、一つ気になることがありまして、これは明らかに糖尿病なんだろうと思います。その検査で、お隣の時津町とか雲仙市とかでは、定期健診の結果で腎機能の低下が見られる住民に対して、かかりつけ医などと連携して保健指導を行うとともに、足の血管の狭さなどを測定するABI検査を受診するように勧めていると。これは糖尿が非

常に進行をしていった場合、足病っていう形で、足にいろんな壊疽とか、壊死とか、組織の末端が死ぬわけですよ。熱さが分からなかったりとか、怪我しても治らなかったりとか、要するに足の毛細血管が狭くなるという形なんですね。これが進行すると壊死した足の、最悪切断になってくると。最初足の指先から、今度足首で膝関節から下とか、次は大腿部とか、ずっと上がってくるわけですね。次第にこう上がってきて、その医療費が、指先だけから大腿部の方まで行ったら相乗的に上がるわけなんですよ。本人も苦しむことなんで、こういうことがないように比較的早く患者に対して保健指導をした方が良くないかなというふうに思います。この時津町とか雲仙市がやっている取り組みは、本町ではどうなのかなと思ひまして、御質問させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

ABI検査につきましては上腕と足首の血圧を測定して、その比から動脈に狭窄がないかとか、閉塞がないかというものを評価する検査となっております。雲仙市と時津町に事前に調査をして、どのような方が対象になっているかっていうことをお聞きしたんですけれども、ある程度糖尿病が進んでいらっしゃる方と言いますか、数値が糖尿病の疑いがあると言っている方に対して、受診の勧奨をしているというお話でした。当町としましては、重症化予防事業をやっております、重症化予防につきましては糖尿病の疑いであったり、高血圧の方であったり、コレステロールが高い方であったり、腎臓病の疑いがある方に対して幅広い形で受診の勧奨をしたり、専門の栄養士がおりますのでその方が訪問をして、詳しく運動の習慣でありますとか、食事の内容とかお聞きして、改善を促すといった事業をしておりますので、こちらの方で幅広くそういう対象者を拾い上げるといってやっておりますので、現在のところ、そのABI検査につきましては導入する予定は無いといった状況になります。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今お聞きしたところでは、ABIの以前にも、血管の上腕と下肢の差を見れば分かるという答弁だったですね、今のは。もうそれをしていただければ、わざわざ足病の検査をしなくても良いんじゃないか、より科学的っていうか、合理的な検査をしているので良いんじゃないかなというふうに思います。何せ当事者自身の身体的な痛みも伴うことだし、医療費も町としては伴うことなので、それになる手前の部分で根本的な受診指導を行って、そこまでしないというのが大事だというふうに思っておりますので、そこをしっかりとっていただいて、今後ともしっかりと健康づくりを推進していただければもうそれで良いと思います。以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

(散会 16時15分)